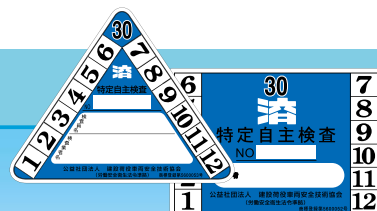


建設荷役車両



VOL.40 No.235

第**235**号
2018-5

平成30年 5月1日発行 (隔月1回1日発行)



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



ORタイヤ販売開始!!

いつものタイヤで交換しようかな？

ちょっと待って！

その前に一度お問い合わせ下さい！

圧倒的コストパフォーマンスで
貴社の経費節約に
貢献いたします!!

スキッドステアローダ用

570×12	6PR
23×8.50-12	6PR
27×8.50-15	6PR
10×16.5	6PR
12×16.5	8PR

ホイールローダー用

12.5/70-16	6PR	20.5-25	20PR
15.5/60-18	8PR	23.5-25	20PR
16.9-24	10PR	26.5-25	28PR
17.5-25	16PR	29.5-25	28PR

スキッドステアローダ用

ホイールローダー用

他、サイズ多数取り揃え

※大型建機用ホイール多数サイズ取り揃えております。
※注入ウレタンによるノーパンク化も対応。

MRC 丸中ゴム工業株式会社

本社：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-5556 FAX:052-889-5558

名古屋営業所：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-1777 FAX:052-883-2511

東京支店：座間市小松原 2-17-16

TEL:046-256-8206 FAX:046-256-8208

仙台営業所：仙台市宮城野区中野 5-3-8

TEL:022-387-0020 FAX:022-786-0440

大阪営業所：摂津市鳥飼中 3-6-60

TEL:072-650-5650 FAX:072-650-3650

2018/5 月号



- ◆ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の
実施について
- ◆ 第13次労働災害防止計画の推進について
- ◆ 全国安全週間に当たって
ー平成30年度全国安全週間実施要綱ー
- ◆ 平成29年度特定自主検査強調月間実施報告
- ◆ 平成30年度版協会発行の頒布図書類の紹介



建設荷役車両

2018-05 VOL.40 No.235

INDEX

■ 巻頭言

多様性と標準化	米沢 理生	4
---------------	-------	---

■ 広報

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について		5
第13次労働災害防止計画の推進について		23
全国安全週間に当たって		57
平成29年度建設荷役車両 特定自主検査強調月間実施結果報告		62

■ 随想

“これからの安全教育”とは	秋友 雅浩	66
---------------------	-------	----

■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	秋田県支部 株式会社 ビーワーク	68
--------------------	------------------	----

■ シリーズ特集Ⅹ

作業中の災害事例		73
----------------	--	----

■ コーヒーブレイク

第109話 メンソーリョー沖縄	寺岡 晟	77
-----------------------	------	----

■ 製品紹介 84

超小旋回型油圧ショベル「PC138UU-11」/四脚クローラ方式を採用した双腕型
コンセプトマシン

■ 経済情報-1

働き方改革で残業代が減ると3%以上の賃上げ必要

..... みずほ総合研究所提供 86

■ 経済情報-2

プレミアムフライデー1年、「週休2.5日制」視野に辛抱強い対応を

..... みずほ総合研究所提供 88

建荷協の動き 90

平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表 92

■ お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料..... 100

協会発行図書等のご案内..... 101

特定自主検査者資格取得者名簿（平成30年2月1日～平成30年3月31日）..... 105

支部一覧..... 108

編集後記..... 109

多様性と標準化



公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

理事 米沢 理生

株式会社豊田自動織機トヨタL&Fカンパニー サービス部 部長

「多様性」と「標準化」それぞれ相反するもののようだが、実は、お互い密接に関連していると考えている。

多様性とは、ダイバーシティとも言われ、変化の激しく早い社会、少子高齢化が進む社会にとって避けては通れないものである。

ダイバーシティが企業へもたらすメリットは多くあるが、主として以下の3点と言われている。

1. 多様化するマーケットニーズへの柔軟で迅速な対応
2. 幅広い労働市場からの優秀な人材の獲得
3. 組織的な問題解決力・想像力の向上

言い換えれば、人材の多様性、働き方の多様性、考え方の多様性とも言える。その結果、例えば介護・育児休暇制度や在宅勤務などの勤務体系、制度の充実があげられる。

一方、標準化と言えば、定型化、定例化、統一化という印象があり、多様性とは、違うものというイメージがあるのではないだろうか。しかし、標準化が人材の流動化を促進し、多様性の進展をサポートすると考えている。

組織には、必ず定例化された業務がある。その業務が属人化されているなら見える化することが標準化である。

「人に仕事がつく」ではなく「仕事に人がつく」ようにすることが標準化だと考えている。「人」と「仕事」2つの言葉が入れ替わるだけで大きな違いがある。「人に仕事がつく」1つの例として、電話がかかってきた時に、「〇〇は、不在ですので

分かりかねます。また明日、お電話をお願いします。」という場面は、よくあることである。〇〇さんしか分からない仕事があるがために、先方、当方の仕事を1日は、停滞させることになる。また〇〇さんが、異動等で組織から離れることになれば、引継ぎ等で時間を要することになる。

全ての業務を標準化することは、なかなか難しいが、標準化する努力を継続することが必要である。

標準化を進める手段として、規定、手順書、フロー図など（以下、標準書と言う）で見える化することがよく用いられる。

標準書は、以下のポイントが重要である。

1. 誰もが、実行できること
2. 誰もが、守りやすいこと
3. 誰にも、分かりやすいこと
4. 定着し常に改善されていくこと

通常、標準書は、その業務をよく理解している人が作成することになるが、理解しているがゆえに手順が大まかになりがちである。そのため、初めての人や不慣れな人が、その標準書を読んだだけでは、業務内容を理解できない場合がある。結局、理解している人に尋ねるということが発生する。その時は、時間を空けず自分が理解できなかった部分を改定・追記することが必要である。そのサイクルを繰り返すことによってその標準書は、先に述べた4つのポイントを満たすより良いものとなる。

最後に、変化の激しい社会に対応していくには、標準化を進める必要があり、標準化が進めば、より人材の流動化が容易になり、多様性に貢献できるものと考えている。

広報

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について

—実施要綱—

厚生労働省

平成30年2月28日 厚生労働省労働基準局安全衛生部長より会長宛、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施に当たり、周知等について協力要請がありましたのでお知らせ致します。

基安発 0228 第 4 号
平成 30 年 2 月 28 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施します。

つきましては、貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

1 趣旨

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となった。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られる。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要である。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

平成 30 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、4 月を準備期間とし、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

- (1) 主唱者及び協賛者等による連絡会議の開催
- (2) 各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

- ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
- イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介（チェックリストを含む）
 - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
- ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
- エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
- ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

- (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本工業規格を満たした WBGT 値（暑さ指数）測定器の普及促進
- (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

各事業場は、期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととするが、特に次に掲げる事項については、重点的に取り組むこととする。

(1) 準備期間中

- ・ 「10 (1) ア WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備」に掲げる事項
- ・ 「10 (1) イ 作業計画の策定等」に掲げる事項
- ・ 「10 (1) ク 緊急事態の措置」に掲げる事項

(2) キャンペーン期間中

- ・ 「10 (2) ア WBGT 値（暑さ指数）の把握、イ WBGT 値（暑さ指数）の評価、ウ 作業環境管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (2) エ 作業管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (2) オ 健康管理」に掲げる事項

(3) 重点取組期間中

- ・ 「10 (3) ア 作業環境管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (3) イ 作業管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (3) オ 異常時の措置」に掲げる事項

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

WBGT 値（暑さ指数）測定器については、JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを準備しておく。ただし、輻射熱等の影響等により、作業場所によって WBGT 値（暑さ指数）が大きく異なることがあるので、その場合には、容易に持運びできるものを準備しておく。

なお、黒球が付いていない測定器は、日本工業規格に適合しておらず、こうした測定器では、特に屋外や輻射熱がある作業場所においては、WBGT 値（暑さ指数）が実際よりも低く表示されることがあるので、これらの場所において作業を行う場合には、必ず黒球が付いているものを準備する。

イ 作業計画の策定等

夏期の暑熱環境下においては、作業を中止すること（WBGT 値の基準値については表 1 を参考）、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等をあらかじめ見積もった作業計画を事前に検討し、策定する。

ウ 設備対策の検討

WBGT 値（暑さ指数）が基準値（表 1）を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は臥床することのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別表 3 及び別表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

作業を管理する者であって、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有するもののうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10（2）クの同管理者が行う業務について教育を行う。あわせて、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

ク 緊急事態の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（2）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合した WBGT 値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT 値（暑さ指数）を随時把握する。作業場所が近い場合であっても、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響で WBGT 値（暑さ指数）が大きく異なることがあることに留意する。

WBGT 値（暑さ指数）測定器が準備できなかった場合には、環境省熱中症予防サイト（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）を参考にすること。

なお、建設業労働災害防止協会において、建設現場における熱中症の危険度を簡単に判定できるフロー図が作成されており、同協会のホームページに掲載されているので、参考とする。

（http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf）

イ WBGT 値（暑さ指数）の評価

WBGT 値（暑さ指数）が別紙の基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値（暑さ指数）の低減をはじめとした以下ウ～オの対策を徹底する。

ウ 作業環境管理

（ア）WBGT 値（暑さ指数）の低減等

10（1）ウで検討した WBGT 値（暑さ指数）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

10（1）エで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることが

できるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行う。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

10(1)イで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
- ② 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

(イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱への順化ができていない場合には、特に10(2)エ(ア)に留意のうえ、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

10(1)オで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

10 (1) カの教育研修については、期間中、機会をとらえて実施する。特に別表 4 に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。

ク 熱中症予防管理者の業務

熱中症予防管理者は、次の業務を行う。

- (ア) 10 (2) ウ (ア) の WBGT 値（暑さ指数）の低減対策の実施状況を確認すること。
- (イ) あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。
- (ウ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。
- (エ) WBGT 値（暑さ指数）の測定結果を確認し、その結果に応じ、作業を中止又は中断させること。
- (オ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

- (2) ウ (ア) の WBGT 値（暑さ指数）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

- (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値（暑さ指数）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断等を徹底する。
- (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

別紙

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30		29	
2 中程代謝率	◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5~5.5km/h の速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業;重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆草刈り ◆掘る ◆5.5~7km/h の速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/h より速く歩く	23	25	18	20

注 1 日本工業規格 Z 8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值(℃)
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

表3 作業を管理する者向けの労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法	・WBGT 値（意味、基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15分

表 4 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ WBGT値の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分及び塩分の摂取</u>、<u>服装</u>、<u>日常の健康管理等</u>）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

職場における熱中症による死傷災害の発生状況
(平成 30 年 1 月末時点速報値)

1 熱中症による死傷者数の推移 (平成 20～29 年分)

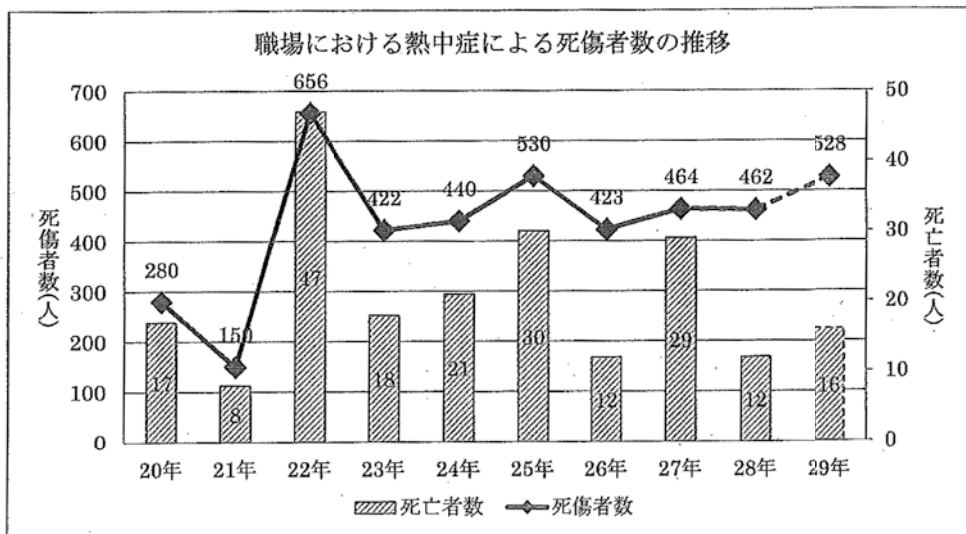
過去 10 年間 (平成 20～29 年) の職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上
の業務上疾病者の数 (以下合わせて「死傷者数」という。) をみると、平成 22 年に
656 人と最多であり、その後も 400～500 人台で推移している。

平成 29 年の死傷者数は 528 名、死亡者数は 16 名となっており、平成 28 年と比
較して、死傷者数は 1 割程度、死亡者数は 3 割程度いずれも増加している。

職場における熱中症による死傷者数の推移 (平成 20～29 年) (人)

20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
280	150	656	422	440	530	423	464	462	528
(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(16)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数



※ 平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

2 業種別発生状況（平成 25～29 年）

過去 5 年間（平成 25～29 年）の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の 5 割弱がこれらの業種で発生している。

平成 29 年は、死亡災害の半数が建設業において発生しており、次いで、農業、警備業において多く発生している。

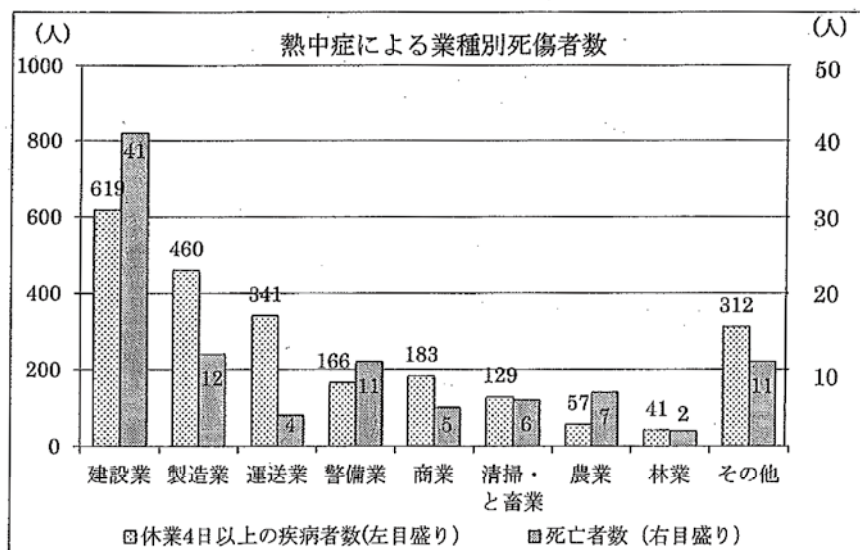
熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 25～29 年）

（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
平成 25 年	151 (9)	96 (7)	68 (1)	53 (2)	31 (3)	28 (2)	8 (1)	8 (1)	87 (4)	530 (30)
平成 26 年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成 27 年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
平成 28 年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
平成 29 年 (速報値)	139 (8)	110 (0)	92 (0)	35 (2)	40 (1)	31 (1)	19 (3)	7 (0)	55 (1)	528 (16)
計	660 (41)	472 (12)	345 (4)	177 (11)	188 (5)	135 (6)	64 (7)	43 (2)	323 (11)	2,407 (99)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

※ 平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況（平成25～29年）

平成25年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の9割弱が7月及び8月に発生している。

平成29年の死亡災害は7月及び8月にのみ発生し、7月は10名、8月は6名が死亡している。

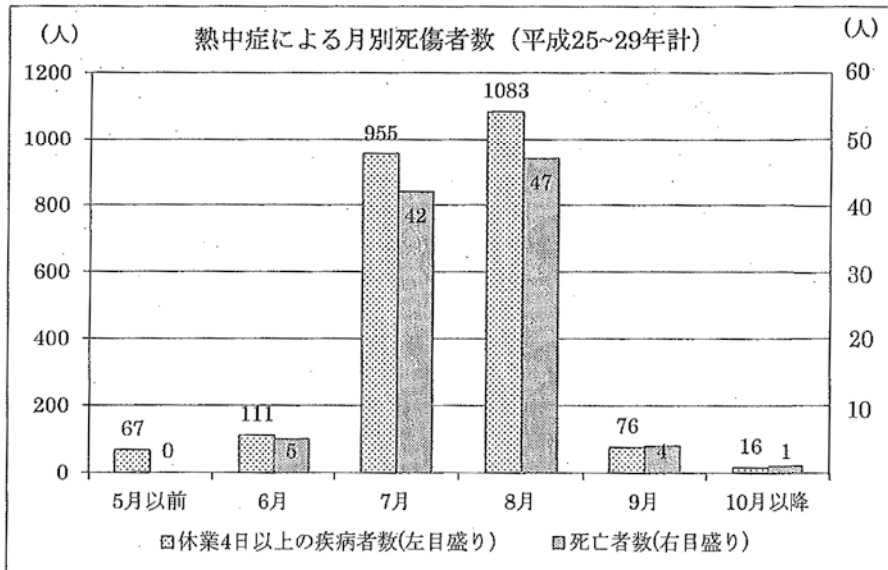
熱中症による死傷者数の月別の状況（平成25～29年） (人)

	5月 以前	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
平成25年	16 (0)	15 (1)	185 (14)	295 (14)	12 (0)	7 (1)	530 (30)
平成26年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成27年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
平成28年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
平成29年 (速報値)	18 (0)	24 (0)	256 (10)	215 (6)	14 (0)	1 (0)	528 (16)
計	67 (0)	116 (5)	997 (42)	1,130 (47)	80 (4)	17 (1)	2,407 (99)

※ 5月以前は1月から5月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

※ 平成29年の数は、平成30年1月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



(2) 時間帯別発生状況 (平成 25～29 年)

平成 25 年以降の時間帯別の死傷者数をみると、11 時台及び 14～16 時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

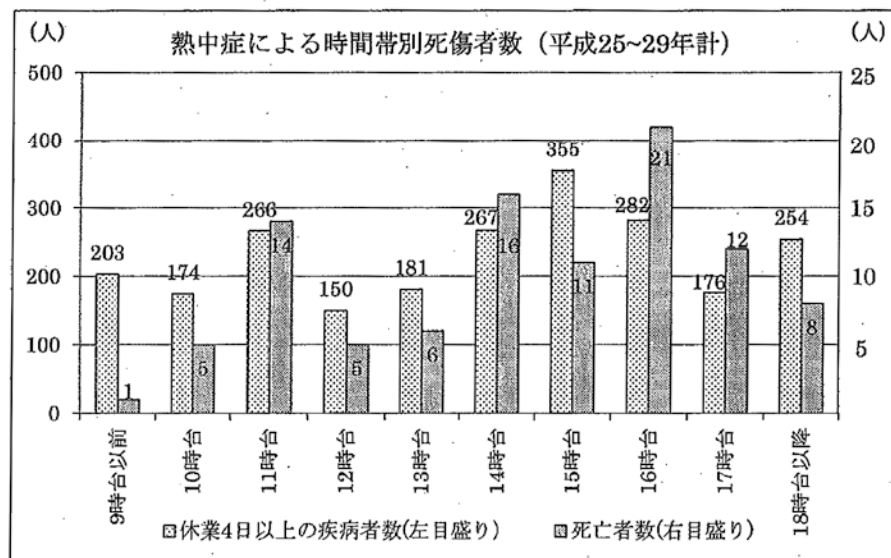
熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (平成 25～29 年) (人)

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
平成 25 年	40 (0)	40 (2)	55 (2)	25 (1)	29 (1)	68 (6)	78 (3)	88 (6)	49 (6)	58 (3)	530 (30)
平成 26 年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成 27 年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
平成 28 年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
平成 29 年 (速報値)	45 (0)	42 (2)	66 (5)	32 (1)	51 (0)	53 (1)	78 (2)	67 (4)	32 (1)	62 (0)	528 (16)
計	204 (1)	179 (5)	280 (14)	155 (5)	187 (6)	283 (16)	366 (11)	303 (21)	188 (12)	262 (8)	2,407 (99)

※ 9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

※ 平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



4 平成 29 年の熱中症による死亡災害の事例 (速報^(注1))

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	農業	50 歳代	被災者は災害発生日午前 9 時から施設の草刈り等の作業を行っていたが、昼以降体調が悪くなり、早退した。帰宅後、体調不良のところを家族に発見され、病院に搬送された。入院後は回復の兆しをみせていたが、4 日後に体調が急変し、災害発生から 6 日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 25.7℃^(注2)。
2	7	その他の土木工事業	30 歳代	被災者は災害発生日午前 8 時から、伐採された木等の運搬作業を、気温 30℃を超える屋外において行った。適宜休憩をとっていたが、作業終了後の午後 4 時頃に被災者が倒れているところを発見された。日陰で安静にさせたが、嘔吐と痙攣を起こしたため、救急車で病院に搬送された。その後、死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.7℃^(注2)。
3	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	40 歳代	被災者は災害発生日、現場敷地内にて不要となった電柱 2 本を抜いて持ち帰る作業を午前 10 時から行っていた。午後 2 時前に作業が終了し、事業主が電柱を運搬車に乗せ、先に現場を出た。その後、被災者が建柱車で現場を出たところ、当該現場付近公道の溝に建柱車の左後輪を脱輪した。被災者は脱輪復旧を試みたが復旧できず、運転席にてぐったりしているところを発見された。病院に搬送後死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 32.1℃^(注2)。
4	7	農業	40 歳代	被災者は災害発生日午前 7 時 30 分頃から、みかん畑において除草剤の散布作業やみかんの木にかかったつたの刈り取り作業を行っていたところ、午前 10 時頃に体調が悪くなったため、日陰でしばらく座って休んだ。その後、被災者は、午前 11 時頃通勤用の自動車を駐車している場所に移動し、自動車に乗り込んだが、そのまま意識を失い、病院に救急搬送されるも、死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 32.0℃^(注2)。

5	7	業 その 他の 建築 工事	20 歳 代	被災者は災害発生当日、酒蔵の屋根で、金属製カバーを運搬する作業を行っていた。作業終了後屋根上で単線回収作業を行い、その後行方不明となった。他の作業員が捜索したところ、屋根上で意識不明の状態で見えられた。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.3℃（注2）。
6	7	警 備 業	30 歳 代	被災者は、災害発生当日午前9時から宅地造成工事現場の警備業務に従事していた。午後3時頃現場作業が終了し、工事関係者が現場の片付けを行っていたとき、被災者が体調不良となったため、救急車で病院へ搬送した。しかし、翌日搬送先の病院において、熱中症による多臓器不全により死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.3℃（注2）。
7	7	農 業	70 歳 代	被災者は災害発生当日、野菜畑において同僚とともに午前7時から草取り作業を行っていた。午後0時、各自の自家用車で自宅に戻って昼食と休憩をとるために一旦解散したが、その後、野菜畑に戻ってきた同僚によって、畑脇に駐車した被災者の車の運転席で、意識不明の状態で見えられた。 ・管轄監督署にて測定した作業現場のWBGT値は32.7℃であった。
8	7	鉄 骨・ 鉄筋 コン クリ ー ト 造 家 屋 建 築 工 事 業	40 歳 代	被災者は災害発生当日、住宅新築工事現場において、擁壁の型枠建込み作業中にけいれんを起こし倒れ、病院へ搬送されて入院中であつたが、約2ヶ月後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.1℃（注2）。
9	7	警 備 業	40 歳 代	被災者は災害発生当日、個人住宅の上水道引き込み工事現場において、道路誘導員として現場に入場していた。午前10時頃から体調が悪化し、呼びかけにも答えられないような状況となった。その後救急搬送されたが、4日後に死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃（注2）。
10	7	鉄 骨・ 鉄筋 コン クリ ー ト 造 家 屋 建 築 工 事 業	40 歳 代	被災者は災害発生当日午前9時から気温30℃を超える状況でコンクリート打設作業にかかる左官工事を開始した。午後4時30分頃、被災者が屋上の作業場で倒れている状態で見えられ、救急車で病院に搬送されたが、午後12時頃に死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.8℃（注2）。

11	8	通信業	50歳代	倉庫作業場において、パレットからフリーローラーに荷物を降ろすピッキング作業に従事していた。午前の作業終了後に休憩に入り、休憩後に休憩室から出ようとしたところ、歩行不能となり病院へ救急搬送された。療養中であったが翌日死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4℃^(注2)。
12	8	通信業	50歳代	被災者は災害発生日、車及び徒歩でフリーペーパーを配布中に、配布先の住宅の玄関先で倒れ、外出から帰宅した住人に発見された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.0℃^(注2)。
13	8	その他の土木工事業	50歳代	被災者は災害発生日、法面防護フェンスに絡んだつる草を鎌で刈り取る作業（除草作業）を終日行い、終業後帰宅しようとして事業場敷地内の駐輪場へ移動した。その後、駐輪場で意識不明の状態で倒れているところを発見され、意識不明の状態が続いていたが、約1ヶ月半後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.9℃^(注2)。
14	8	理業 その他の廃棄物処	40歳代	被災者は家庭ゴミの収集を行っていたが、午前11時頃に撮る全倒れた。ただちに病院に救急搬送されたが、約2時間後に死亡が確認された。当日は午前11時頃に既に気温が31℃を超えており、高温環境における作業であった。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.4℃^(注2)。
15	8	その他の土木工事業	50歳代	被災者は災害発生日、道路脇の草刈作業を行っていたが、午後4時20分頃に熱中症の症状が見られたため、休憩するよう指示を受けた。トラックで休憩するため、被災者は歩いて向かった。しかし、その後行方が分からなくなり、周囲を探したところ、近隣の建物の駐車スペースで意識の無い状態で発見された。その後、病院に搬送されたが、3日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.2℃^(注2)。
16	8	業 その他の建築工事	70歳代	被災者は災害発生日、平屋建家屋の解体工事現場で、熱中症により倒れ、コンクリート床上に頭部を強打した。保護帽を着用していたが、あご紐が緩かったため、転倒時に外れた。病院に搬送され治療を受けていたが、頸髄損傷により7日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.4℃^(注2)。

(注1) 平成30年1月末時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場でWBGTの測定が行われていなかった事例には、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として示した。

第13次労働災害防止計画の推進について

厚生労働省

平成30年3月19日 厚生労働省労働基準局長より会長宛、第13次労働災害防止計画の推進について、協力の依頼がありましたのでお知らせ致します。

基発 0319 第3号

平成30年3月19日

公益社団法人

建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

第13次労働災害防止計画の推進について

厚生労働行政の運営につきまして、平素から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、2018年度を初年度とする第13次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3月19日付けで公示したところです。

1958年以降、これまで12次にわたる労働災害防止計画により、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって取組を推進してきた結果、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大きく改善してきました。一方で今なお年間1,000人近くの方が労働災害で亡くなっている現実があり、過労死や職場におけるメンタルヘルス不調も社会問題となっています。また、化学物質による健康障害の防止や、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への取組など、取り組むべき多くの課題が残っています。

第13次の労働災害防止計画は、このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。本計画の趣旨を御理解いただき、計画の推進に特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

第 13 次労働災害防止計画

平成 30 年 2 月
厚生労働省

＜目次＞

はじめに	1
1 計画のねらい	1
(1) 計画が目指す社会	1
(2) 計画期間	2
(3) 計画の目標	2
(4) 計画の評価と見直し	3
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	3
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	3
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性	5
(3) 労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性	7
(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性	9
(5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性	10
3 計画の重点事項	10
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	
(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	
(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等	
4 重点事項ごとの具体的取組	11
(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	11
ア 業種別・災害種別の重点対策の実施	11
(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止	11

(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	1 1
(ウ) 林業における伐木等作業の安全対策	1 2
イ 重篤な災害の防止対策	1 3
ウ 最新基準が適用されていない既存の機械等の更新促進	1 3
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	1 3
ア 労働者の健康確保対策の強化	1 3
(ア) 企業における健康確保措置の推進	1 3
(イ) 産業医・産業保健機能の強化	1 3
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	1 4
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	1 4
(ア) メンタルヘルス不調の予防	1 4
(イ) パワーハラスメント対策の推進	1 4
エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進	1 5
オ 副業・兼業、テレワークへの対応	1 5
カ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施	1 5
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	1 5
ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	1 5
(ア) 第三次産業対策	1 5
(イ) 陸上貨物運送事業対策	1 6
(ウ) 転倒災害の防止	1 6
(エ) 腰痛の予防	1 6
(オ) 熱中症の予防	1 7
(カ) 交通労働災害対策	1 7
(キ) 職場における「危険の見える化」の推進	1 7
イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止	1 7
(ア) 高年齢労働者対策	1 7
(イ) 非正規雇用労働者対策	1 8
(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策	1 8
(エ) 障害者である労働者対策	1 8
ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応	1 8

エ 技術革新への対応	18
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	19
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	19
イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり	19
ウ 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援	20
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	20
ア 化学物質による健康障害防止対策	20
(ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策	20
(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善	20
(ウ) 化学物質の有害性情報の的確な把握	21
(エ) 有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応の加速	21
(オ) 遅発性の健康障害の把握	21
(カ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	21
イ 石綿による健康障害防止対策	21
(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止	21
(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	22
ウ 受動喫煙防止対策	22
エ 電離放射線による健康障害防止対策	22
オ 粉じん障害防止対策	22
(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	23
ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	23
イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	23
ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進	23
エ 企業における健康確保措置の推進	23
オ 業界団体内の体制整備の促進	24
カ 元方事業者等による健康確保対策の推進	24
キ 業所管官庁との連携の強化	24
ク 中小規模事業場への支援	25
ケ 民間検査機関等の活用の促進	25

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	26
(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等	27
ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施	27
イ 危険体感教育及び震災に備えた対策の推進	27
ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進	28
エ 技能検定試験の関係団体との連携	28
オ 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進	28

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）こそ減少しているものの、いまだその水準は低いといえず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、労働災害による休業4日以上之死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

その他、大規模な自然災害による被害からの復旧・復興工事や東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業における安全衛生の確保はもとより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として我が国全体の安全や健康への意識の底上げにつなげていくことも考えられる。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画」をここに策定する。

1 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来

の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。
- ② 死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させる。
- ③ 重点とする業種の目標は以下のとおりとする。
 - ・ 建設業、製造業及び林業については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。
 - ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、以下のとおりとする。
 - ・ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を 90%以上（71.2%：2016 年）とする。
 - ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上（56.6%：2016 年）とする。
 - ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を

60%以上（37.1%：2016 年）とする。

- ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を 80%以上（ラベル表示 60.0%、SDS 交付 51.6%：2016 年）とする。
- ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5 %以上減少させる。
- ・ 職場での熱中症による死亡者数を 2013 年から 2017 年までの 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 5 %以上減少させる。

（４）計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、労働政策審議会安全衛生分科会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

（１）死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、昭和 30 年代後半には年間 7,000 人近くもの尊い命が失われていたものが、近年は年間 1,000 人を切るところまで改善している。

しかしながら、平成 10 年以降の 20 年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の 5 年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業は全業種平均の減少率に届かず、同じく重点業種の一つであった建設業は減少率こそ全業種平均を上回ったが、依然として死亡災害全体の 3 分の 1 を占める状況にあり、引き続き重点業種として対策に取り組むことが必要である。また、林業については、第 12 次労働災害防止計画では重点業種としていないが、この間の労働災害発生の傾向や強度率の高さを考慮すれば、今回、重点業種に追加することが必要である（表 1）。

これらの背景として、社会経済環境の変化とも相まって、様々な問題が顕在化してきていることが挙げられる。具体的には、年齢構成の偏りによる作業に習熟した

ベテラン労働者の不足、業務アウトソーシングの増加による現場管理の複雑化、生産設備の自動化等による異常時対応の困難化、装置産業における主要設備の高経年化に伴う劣化の進展等が課題となっている。

《表1》労働災害防止計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)					
	9次防	10次防	11次防	12次防	(参考)強度率
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(平成28年)
製造業	330.6	290.8	218.0	187.5	0.12
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 12.0	▲ 34.1	▲ 43.3	
建設業	700.2	521.6	375.0	335.0	0.33 (総合工事業を除く。)
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 25.5	▲ 46.4	▲ 52.2	
陸上貨物運送事業	248.2	224.6	137.4	115.8	0.12 (道路貨物運送業)
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 9.5	▲ 44.6	▲ 53.4	
林業	59.2	52.2	43.8	40.0	3.91
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 11.8	▲ 26.0	▲ 32.4	
上記以外の業種	496.4	429.0	582.8	318.5	—
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 13.6	17.4	▲ 35.8	
全業種合計	1834.6	1518.2	1357.0	996.8	0.13
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 17.2	▲ 26.0	▲ 45.7	

※ 12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。強度率は、平成28年労働災害動向調査(事業場規模30人以上)。

業種別に、事故の型別を見ると、製造業については、機械災害対策として重点的に取り組んできた「はさまれ・巻き込まれ」による死亡者数の減少率が製造業の平均減少率に及ばず、更なる対策が必要である(表2)。

《表2》労働災害防止計画期間ごとの製造業における事故の型別死亡災害の推移(9次防～12次防)				
	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
はさまれ・巻き込まれ	97.8	82.2	66.8	59.3
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 16.0	▲ 31.7	▲ 39.4
製造業	330.6	290.8	218.0	187.5
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 12.0	▲ 34.1	▲ 43.3

※ 12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

同様に、建設業については最も死亡者数が多い「墜落・転落」、林業については伐木等作業における「激突され」について、対策を強化していくことが必要である（表 3～4）。

《表3》労働災害防止計画期間ごとの建設業における事故の型別死亡災害の推移
(9次防～12次防)

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
墜落・転落	296.6	221.4	157.8	142.5
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 25.4	▲ 46.8	▲ 52.0
建設業	700.2	521.6	375.0	335.0
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 25.5	▲ 46.4	▲ 52.2

※ 12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

《表4》労働災害防止計画期間ごとの林業における事故の型別死亡災害の推移
(9次防～12次防)

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
激突され	20.6	20.6	15.2	16.5
(9次防からの増減率(%))	—	0.0	▲ 26.2	▲ 19.9
林業	59.2	52.2	43.8	40.0
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 11.8	▲ 26.0	▲ 32.4

※ 12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、平成10年以降の20年間で死傷者数は15%弱の減少となっている。

しかしながら、減少幅は徐々に小さくなっており、平成20年以降における減少幅は極めて小さい。これを業種別に見ると、製造業及び建設業においては、死傷者数自体は依然として多いものの、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。その一方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮したとしても死傷者数の増加幅が著しい業種がある（表5～6）。

《表5》労働災害防止計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)

	9次防	10次防	11次防	12次防	(参考)千人率
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(平成28年)
製造業	41,986	37,060	29,570	26,844	2.70
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 11.7	▲ 29.6	▲ 36.1	
建設業	28,809	22,874	17,107	16,254	4.51
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 20.6	▲ 40.6	▲ 43.6	
陸上貨物運送事業	15,964	15,633	14,029	14,066	8.17
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 2.1	▲ 12.1	▲ 11.9	
林業	3,012	2,485	2,208	1,629	31.22
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 17.5	▲ 26.7	▲ 45.9	
小売業	11,591	12,574	12,536	13,162	2.17
(9次防からの増減率(%))	—	8.5	8.2	13.6	
社会福祉施設	1,871	3,642	5,561	7,483	2.11
(9次防からの増減率(%))	—	94.6	197.2	299.9	
飲食店	3,556	3,889	4,123	4,593	1.79
(9次防からの増減率(%))	—	9.4	16.0	29.2	
全業種合計	138,379	132,802	119,489	117,978	2.19
(9次防からの増減率(%))	—	▲ 4.0	▲ 13.7	▲ 14.7	

※ 9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。千人率は、平成28年労働力調査の労働者数を用いて算出したもの。

《表6》業種別死傷年千人率の推移(平成24年～平成28年)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
陸上貨物運送事業	8.44	8.30	8.41	8.22	8.17
小売業	2.24	2.13	2.22	2.14	2.17
社会福祉施設	1.99	1.96	1.99	2.01	2.11
飲食店	1.76	1.71	1.74	1.80	1.79

また、事故の型別に見ると、製造業や建設業に多い「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」等については減少幅が全業種平均を大きく上回る一方で、「転倒」「動作の反動・無理な動作」といった高い年齢層で発生しやすいものについては、少しずつ増加している(表7)。

《表7》労働災害防止計画期間ごとの事故の型別死傷災害の推移

(9次防～12次防)

	9次防	10次防	11次防	12次防
	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)	(期間年平均)
墜落・転落	25,290	23,827	20,427	20,183
	—	▲ 5.8	▲ 19.2	▲ 20.2
はさまれ・巻き込まれ	23,752	20,589	16,288	14,791
	—	▲ 13.3	▲ 31.4	▲ 37.7
転倒	21,532	23,418	24,597	26,490
	—	8.8	14.2	23.0
動作の反動・無理な動作	11,712	13,020	13,945	14,402
	—	11.2	19.1	23.0
全業種合計	138,379	132,802	119,489	117,978
	—	▲ 4.0	▲ 13.7	▲ 14.7

※ 9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。12次防の期間平均は、平成25年～28年の平均である。

その他、死傷者数の増加幅が大きい第三次産業を業種別に見ると、小売業や社会福祉施設においては、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」が多く、被災者の過半数は50歳以上である。飲食店については、「転倒」に加え、調理中の「切れ・こすれ」や「高温・低温の物との接触」が多く、30歳未満が3分の1を占め、50歳以上と拮抗している。

社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、働き盛り世代の確保が難しく、また高齢労働者が参入しやすいなど、高齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でない場合が多いため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業では、危険性の高い機械や化学物質等を使用する機会が少ないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が足りず、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえると、労働力の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

(3) 労働者の健康確保を巡る動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。

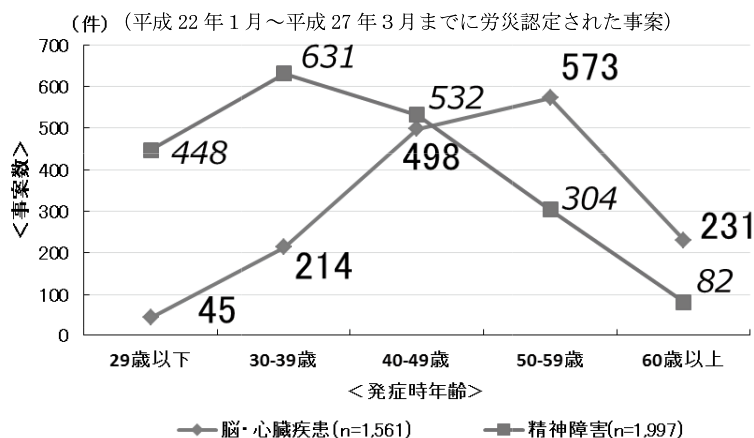
また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等（業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。以下同じ。）で労災認定された件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は200件前後となっている（表8）。また、過去5年間に過労死等で労災認定された事案を年齢階級別に見ると、「脳・心臓疾患」は50歳代、40歳代の順で多く、「精神障害」は30歳代、40歳代、29歳以下の順で多くなっている（表9）。

《表8》脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	労災認定件数	338	306	277	251	260
	うち死亡件数	123	133	121	96	107
精神障害	労災認定件数	475	436	497	472	498
	うち自殺件数	93	63	99	93	84
労災認定件数合計		813	742	774	723	758
うち死亡・自殺合計		216	196	220	189	191

※ 自殺は未遂を含む。

《表9》脳・心臓疾患、精神障害の年齢階級別の事案数



(出典) 「平成29年版過労死等防止対策白書」第3章第1-3図・第1-17図より

このような中で、過労死等防止対策推進法が2014年に成立し、国や地方公共団体はその対策を推進するために、啓発、相談体制の整備、民間団体活動に対する支援等を行うとともに、国は、過労死等に関する調査研究を実施し、過労死等防止対策推進協議会を設置することとされている。

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一步を踏み出している。

ストレスチェック制度においては、労働者一人一人のストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが重要である。集団分析結果を活用した職場環境改善は努力義務であるが、その実施率は全事業所の約37%（2016年）にとどまっている。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談等を安心して受けられることが重要であるが、全労働者の約3割が職場において仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている現状にある。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するとともに、過労死等の実態把握や調査研究による実態解明を進めつつ、得られた知見に基づき対策を推進していくことが必要である。

（４）疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働力の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的

確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

(5) 化学物質による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約 70,000 種類に及び、毎年 1,000 物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは 663 物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

欧米諸国においては、GHS に定められた分類手法に基づき、化学物質の製造又は輸入を行う事業者が、譲渡・提供する全ての化学物質について分類を行い、危険性又は有害性等のある物質についてラベル表示や SDS 交付を行う仕組みが整備されている。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある。

こうした状況を踏まえると、国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握できる仕組みの検討が必要な状況にある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2017 年の約 6 万棟から、2030 年頃のピーク時には約 10 万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の 8 項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

4 重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える状況にあることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について検討する。また、「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書」（平成29年6月13日墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会とりまとめ）を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。
- ・ 建設業の死亡災害のうち解体工事における死亡災害の占める割合が徐々に増加し、今後も鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加することが見込まれることから、解体工事における安全対策について検討する。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事について、関係行政機関、発注機関等により構成される安全衛生対策協議会を通じ、長時間労働の縮減も含めた労働災害防止対策の徹底を図る。また、大会の施設工事において実施されている先進的な取組を、今後の快適で安全な建設工事のモデルとしていく。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。

(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 危険性の高い機械等については、製造者が十分な知識及び技能を有する者を参画させた機械の包括的な安全基準に関する指針（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）による製造時のリスクアセスメントを確実に実施するための方策を検討するとともに、製造者によるリスクアセスメントを実施しても残留するリスク等の情報を機械等の使用者に確実に提供する方策を検討する。あわせて、機械等の使用者による安全な使用の徹底を図る。
- ・ 専門知識を有する一定の者を選任する事業場において、残留リスク情報に対応する措置を適切に実施した場合や、一定の要件を満たす信頼性の高い自動制御装置（機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針（平成 28 年厚生労働省告示第 353 号）に適合していることについて証明を得たもの等）によって機械等を監視・制御する場合においては、柵等の設置等の危険防止措置、点検・監視や有資格者の配置、使用制限（禁止）等の規定又は機械等の構造規格の適用等についての特例を設けることを検討する。
- ・ 経済産業省及び中央労働災害防止協会と連携し、主要な製造業の業界団体により構成される製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知を図り、事業場の自主的な安全確保の促進を図る。
- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、その経年劣化によるリスクを低減していくという観点から、補修等の状況も勘案した、高経年施設・設備に対する点検・整備等の基準を検討する。
- ・ 諸外国においては、信頼性の高い自動制御装置により監視及び制御されるプラント等に対して損害保険の保険料減免が行われ、それが、より一層の安全対策のインセンティブとなっていること等を踏まえ、安全投資を促進するインセンティブを高めるための方策について検討を行う。
- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、関係省庁と連携しつつ、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。
- ・ 建設業における職長の再教育を製造業でも実施できるようカリキュラム等の策定を検討する。

(ウ) 林業における伐木等作業の安全対策

- ・ 林業においては、チェーンソーによる伐木等作業中に発生する死亡災害が全体の 7 割程度を占めていることから、その一層の減少を図るため、「伐木

等作業における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について林野庁や関係団体と連携して取り組む。

- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。

イ 重篤な災害の防止対策

- ・ 休業6か月以上の災害に係る労働者死傷病報告や事故報告の分析を実施すること等により、死亡災害につながるような重篤な災害を大幅に減少させるための対策について検討する。また、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所と連携し、重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策を検討する。

ウ 最新基準が適用されていない既存の機械等の更新促進

- ・ 構造規格等の改正時には、経過措置により、既存の機械等への最新基準の適用が猶予されることが多いが、これらの更新を促進するための支援措置等について検討する。

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでに強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- ・ 「産業医制度の在り方に関する検討会報告書」（平成28年12月26日産業医制度の在り方に関する検討会とりまとめ）で示された内容等も踏まえ、産

業医の在り方を見直し、産業医等が医学専門的な立場から労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する。

- ・ さらに、
 - ① 産業医の質・量の確保、地域偏在等の問題の改善
 - ② 産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健機能強化のための支援
 - ③ 産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動の推進
 - ④ 産業医科大学による産業保健分野の人材育成の推進
- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進めるとともに、必要に応じて、衛生委員会等の審議事項等について見直しを検討する。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする。

オ 副業・兼業、テレワークへの対応

- ・ 副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく。
また、これらの労働者の健康管理が、一体的かつ継続的に管理されるような方策を検討する。
- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間の管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

カ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の過労死等調査研究センターにおける過労死等の労災保険給付請求事案に係るデータの収集や調査分析等を継続するとともに、引き続き疫学的な研究等を通じて過重労働と過労死等の相関等に関する客観的なデータの把握と分析を行い、その結果を踏まえ対策を検討する。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について、総合的に検討する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメント

による設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。

- ・ 第三次産業の業種の業界団体の一部において、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置している場合がある。このため、このような取組を行っていない業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかけるとともに、当該委員会等の活動や必要な人材の育成等について、中央労働災害防止協会と連携して取り組む。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の在り方について検討する。
- ・ 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ インターネット通販の普及で荷の取扱件数が増加傾向にあることを踏まえ、荷役作業における安全ガイドラインの見直しを含め、荷役作業の実態に即した対策を検討する。

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害のうちの2割強を占める転倒災害については、4S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。また、転倒災害防止に係るeラーニング教材を作成するなど、事業者に対する支援を行う。

- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- ・ 年間 5,000 件程度の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策について検討する。

(オ) 熱中症の予防

- ・ 日本工業規格（JIS）に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベスタの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行う。

(カ) 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2 年ごと）に際し、国土交通省と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。
- ・ 事業用自動車運転業務に従事する労働者については、臨時的な雇用であっても、健康問題を原因とする交通労働災害を防止する観点から事業者による適切な健康確保対策が行われるよう、方策を検討する。
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、警察庁と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 働き方の多様化が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を

普及していく。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

- ・ 労働力が高齢化し、転倒災害や腰痛が増加傾向にあることから、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善や筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等の取組事例を収集し、安全と健康確保のための配慮事項を整理して、その普及を図る。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を検討する。
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。（再掲）

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業又は製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者が被災する労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、関係府省と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の設置、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入れを行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(エ) 障害者である労働者対策

- ・ 障害者である労働者の労働災害防止や安全への不安を払拭するため、労働災害事例や安全上の配慮事項等の実態把握を行い、必要な対策を検討する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方等については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施等、必要な対応について検討する。

エ 技術革新への対応

- ・ 人との協調作業を可能とする産業用ロボット等について、機能安全の基準や認証制度を検討する。
- ・ 信頼性の高い自動制御装置によって機械等を監視及び制御する安全方策の普及を図る。
- ・ AI（人工知能）やマンマシンインターフェースの開発に伴い、これまでの産業用ロボットの定義（記憶装置の情報に基づきマニプレータの屈伸等を自動的に行う機械）に当てはまらないロボットが産業現場に普及していくことが見込まれるため、これらの安全対策や安全基準・規格等を検討する。
- ・ AI や GPS 技術の急速な能力向上により、近い将来において、工場等の産業現場においても自律的に作業を行う機械の導入が進むと見込まれるため、こうした技術革新を見越した上で、人と機械の安全な協働の方策等について必要な基準を検討する。
- ・ IoT（Internet of Thing：インターネットに物が接続されること）やこれにより収集されたビッグデータを活用した労働災害の防止や労働者の健康確保に関する調査研究を推進する。

（４）疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日付け基発第 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け及び医療機関向けマニュアルを作成し、産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- ・ 都道府県ごとに設置される地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連

携をした総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に取り組むとともに、産業保健総合支援センター等に配置すること等により、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

ウ 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- ・ 労災病院のリハビリテーション機関等において、脊髄に損傷を負った労働者が、治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析し、職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等に関する研究を推進する。
- ・ 脊髄に損傷を負った労働者が、職場において職務に適応できるようにするためのリハビリテーション技術及び機器の開発を推進する。
- ・ 上記の研究成果を踏まえ、脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援について、障害者雇用施策との連携等、国の支援策の在り方を検討する。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及びSDS交付の対象としている物質は663物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663物質以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きが認められる。

このような状況を踏まえ、ラベル表示及びSDS交付の在り方について検討するとともに、国による支援の充実等必要な環境整備を推進する。

- ・ 化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられることのないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための支援策を

充実する。

- ・ 最新の科学的知見に基づき、ラベル表示・SDS 交付の対象物質を見直す。
- ・ 作業環境測定の実施方法に個人サンプラーによる測定方法を追加し、作業態様に応じた測定・評価方法を選択できるようにする。
- ・ 作業環境測定の結果等と特殊健康診断の結果を結びつけるなど、総合的な健康確保対策が講じられる方策を検討する。

(ウ) 化学物質の有害性情報の的確な把握

- ・ 化学物質が健康に及ぼす影響について、引き続き国内外における知見を迅速かつ的確に収集し、規制の見直しに活用するとともに、収集した有害性等の情報を広く事業者等に提供する。

(エ) 有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応の加速

- ・ 国際的に労働者への発がん性等の指摘がなされている化学物質のリスク評価及びリスク評価結果に基づく健康障害防止対策について、諸外国における規制の動向と背景、判断基準や優先順位等に係る情報の収集等について検討し、更なる効率化、迅速化を図る。

(オ) 遅発性の健康障害の把握

- ・ 近年発生した胆管がん事案、膀胱がん事案等、遅発性の健康障害の事案を的確に把握できるようにするため、例えば、化学物質による職業性疾病を疑わせる事例を把握した場合に国に報告がなされる仕組みづくりや、独立行政法人労働者健康安全機構と連携し、国内の労働者のがん等の疾病と職業歴や作業方法、使用物質等の関係の情報を収集・蓄積して、その結果を活用する方策等を検討する。

(カ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDS による情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、その充実を検討する。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないまま解体工事が施工される事例等が報告

されている。このため、石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底することに加え、石綿の使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討する。

- ・ 建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要である。発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、こうした石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策を強化するとともに、解体工事等の発注者に求められる石綿ばく露防止対策への対応について検討する。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際に、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況に応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等のばく露防止対策の推進を図る。

(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。
- ・ 受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務上の作業について、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減や保護具の着用等による効果を検証し、受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等の実施の徹底を図る。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、メン

タルヘルスケアを含めた健康相談の実施等の長期的な健康管理対策を着実に実施する。

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を実施し、トンネル工事に従事した労働者の健康確保対策の充実を図る。

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップによる取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・ 現在、国際標準化機構で制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム (ISO45001) の発効に合わせ、JIS を制定する。その際には、ISO45001 に盛り込まれていない我が国の産業現場で用いられている安全衛生活動や健康確保のための取組を取り入れることを検討し、その普及及び促進を図る。
- ・ ISO45001 や国際労働機関の労働安全衛生マネジメント指針との整合性や健康確保の取組の方策等も考慮し、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）の改正について検討を行い、普及及び促進を図る。
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムについて、産業安全や化学物質対策への活用に加え、過重労働対策やメンタルヘルス対策等への活用について検討する。

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、

個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位的安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について、総合的に検討する。（再掲）

エ 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでに強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。（再掲）

オ 業界団体内の体制整備の促進

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- ・ 第三次産業の業種の業界団体の一部において、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置している場合がある。このため、このような取組を行っていない業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかけるとともに、当該委員会等の活動や必要な人材の育成等について、中央労働災害防止協会と連携して取り組む。（再掲）

カ 元方事業者等による健康確保対策の推進

- ・ 建設業等における元方事業者等による関係請負業者に対する健康確保対策の推進のため、効果的な取組を検討する。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業において、発注者である東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、被ばく低減対策を検討した上で工事仕様書に盛り込むこと等による工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の実施等を推進する。
- ・ 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。（再掲）

キ 業所管官庁との連携の強化

- ・ 業所管官庁との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらうこと等の取組を進める。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。（再掲）
- ・ 経済産業省及び中央労働災害防止協会と連携し、主要な製造業の業界団体により構成される製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知を図り、事業場の自主的な安全確保の促進を図る。（再掲）
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。（再掲）
- ・ 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。（再掲）
- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2 年ごと）に際し、国土交通省と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。（再掲）
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、警察庁と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。（再掲）

ク 中小規模事業場への支援

- ・ 中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4 S（整理・整頓・清掃・清潔）、「危険の見える化」、リスクアセスメント等の安全衛生活動を活性化させるため、安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の充実を図る。
- ・ 構造規格等の改正時には、経過措置により、既存の機械等への最新基準の適用が猶予されることが多いが、これらの更新を促進するための支援措置等につ

いて検討する。（再掲）

ケ 民間検査機関等の活用の促進

- ・ 社会経済環境が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、国の財政状況は厳しさを増しており、行政には更なる減量、効率化が求められている。このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくため、行政の取組について合理的な重点化を図ることとし、都道府県労働局等で実施している特定機械等の許可審査や検査等についてより一層の民間移管を検討する。
- ・ 民間機関である登録検査機関・登録教習機関等に対する監督や、意図的に違法な行為を行うような悪質な事業者に対する処分や罰則を強化するための方策を検討する。

（７）安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・ 安全衛生専門人材の育成、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を総合的に検討し、安全衛生管理組織の強化を図る。
- ・ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会との連携を強化する。
- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、関係省庁と連携しつつ、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。（再掲）
- ・ 建設業における職長の再教育を製造業でも実施できるようカリキュラム等の策定を検討する。（再掲）
- ・ 産業医の質・量の確保、産業医科大学による産業保健分野の人材育成の推進のために必要な方策について検討し、対策を講じる。（再掲）
- ・ 第三次産業の業種の業界団体の一部において、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置している場合がある。このため、このような取組を行っていない業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかけるとともに、当該委員会等の活動や必要な人材の育成等について、中央労働災害防止協会と連携して取り組む。（再掲）
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。（再掲）

- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。（再掲）
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経歴年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。（再掲）
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、荷役作業における安全ガイドラインに基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する労働者に対する安全衛生教育の在り方について検討する。（再掲）
- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に取り組むとともに、産業保健総合支援センター等に配置すること等により、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。（再掲）
- ・ 事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、その充実を検討する。（再掲）
- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないまま解体工事が施工される事例等が報告されている。このため、石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底することに加え、石綿の使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討する。（再掲）

（8）国民全体の安全・健康意識の高揚等

ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

- ・ 職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、文部科学省と連携しつつ、学校保健安全法に基づく「学校安全の推進に関する計画」等を活用した学校教育への取込み等を働きかける。

- ・ 産業機械、産業用ロボット、プラント及びインフラ（土木建築）の設計や施工管理をすることになる大学の理工系学部の学生を対象として、安全衛生施策、安全衛生に関する国際規格・認証、システム安全設計、安全制御、リスク評価等を体系的に教育するカリキュラムを策定し、大学に導入を働きかける。

イ 危険体感教育及び震災に備えた対策の推進

- ・ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、VR（バーチャル・リアリティ）技術を応用した危険感受性を高めるための教育の推進を図る。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際に、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況に応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等のばく露防止対策の推進を図る。（再掲）

ウ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

- ・ 身体活動は、抑うつや不安の発生の予防、これらの症状の改善に有用であることが明らかになってきている。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、広く国民のスポーツへの関心が高まることを踏まえ、スポーツ庁と連携して、スポーツ基本計画と連動した事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号）の見直しを検討するなど、運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する。

エ 技能検定試験の関係団体との連携

- ・ 職業能力開発促進法に基づく技能検定試験の関係団体と連携して、安全衛生に係る最新のデータや行政動向を技能検定の受検者をはじめとする労働者等に対して提供することにより、安全衛生に関する知見の普及を推進する。

オ 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

- ・ 科学的根拠に基づいた施策を推進するため、独立行政法人労働者健康安全機構と連携し、産業機械や化学物質等の安全衛生に関する研究を推進する。
- ・ 安全衛生に関する施策は、諸外国の知見や施策の動向を踏まえながら推進する必要があるため、研究等により諸外国の最新の知見、動向を把握するとともに、我が国の現状も十分に踏まえ、施策に活用する。
- ・ 独立行政法人国際協力機構（JICA）、中央労働災害防止協会等との連携を確保しつつ、安全衛生分野の国際貢献を積極的に推進する。

全国安全週間に当たって

－平成30年度全国安全週間実施要綱－

厚生労働省

平成30年3月20日 厚生労働省厚生労働事務次官より会長宛、平成30年度全国安全週間の実施に伴い、協力の依頼がありましたのでお知らせ致します。

厚生労働省発基安 0320 第2号
平成 30 年 3 月 20 日

公益社団法人
建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

平成 30 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

本年も別添の「平成 30 年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、

**「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災」**

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この週間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 91 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成 29 年の労働災害については、死亡災害が 3 年ぶり、休業 4 日以上死傷災害が 2 年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第 13 次労働災害防止計画が平成 30 年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかげがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 30 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災**

2 期 間

平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの普及促進
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
 - オ その他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

ウ 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (エ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

平成29年度建設荷役車両 特定自主検査強調月間実施結果報告

平成29年度事業として、平成29年11月、当協会主唱、厚生労働省及び経済産業省の後援、5 災防団体および2 関連社団法人協賛の下に全国一斉に実施しました「建設荷役車両特定自主検査強調月間」（以下「強調月間」という。）について、概況を下記のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

記

1. 総括

平成29年度の建設荷役車両特定自主検査強調月間は、昭和60年にこの月間行事を始めてから33回目を迎え、今までの実績を生かして、月間の推進に努めた結果、報告のと通りの成果を上げたものと認められる。

これは、厚生労働省及び経済産業省のご指導、各労働局、監督署、及び、各協賛団体関係者のご支援並びに当協会の各支部の努力と会員事業場の協力の結果である。

2. 実施事項

1) 広報活動

① 実施状況

ア リーフレット、ステッカー等の配布

協会においては、平成29年には年当初に年間PR用リーフレット325,000枚、ポスター16,000枚を作成配布した。さらに、強調月間用として強調月間リーフレット162,000枚、「ステッカー」については、吸着タイプのステッカーを13,000枚作成し、各会員に配布するとともに、関係団体等の協力をいただき関係者に配布した。

イ 登録検査業者による特定自主検査（以下特自検という）対象機械使用事業場に対するPR

特自検の完全実施を目標に毎年実施している。

具体的な対応としては、36支部において、強調月間PR用・年間PR用リーフレットや支部独自で作成した実施勧奨ハガキを会員の登録検査業者に配付し、登録検査業者からは、それらの資料を活用して特自検が未実施と思われる事業場へPRを行った。

ウ 地方公共団体等の工事発注部門へのPR

前年度に引き続き、39支部において地方公共団体等の工事発注機関の関係部門に資料を送り、特自検未実施機械の現場持込みの禁止と各事業者への指導を要請した。

エ 特自検に関する業務点検実施のPR

本年度も、特自検の適正実施に重点を置き、『特定自主検査業務点検表の解説』『検査業者用』を4,600部、「事業内用」を6,600部、『特定自主検査業務点検表』『検査業者用』を6,000部、「事業内用」を9,000部印刷し特自検実施事業場に配布することで特自検の適正な管理体制に関する理解を広げ、自社のそれぞれの事業場が特自検業務の実施体制、検査者、検査機器、標章、台帳、記録表等の管理について適正に行われているかどうかの業務点検を実施するよう周知・徹底に努めた。更に、46支部において会員・非会員に対して「特定自主検査業務点検表〔事業内用〕」を6,382部、〔検査業者用〕を4,068部、頒布し活用するよう呼びかけた。また、巡回指導時においても37支部が「特定自主検査業務点検表」とその解説を使用し適正な検査及び管理体制の指導に活用した。

オ 勧奨文、要請文等によるPR

協会作成のリーフレット等に独自の発想の勧奨文書等を添え事業場等に配布した支部や、産業安全大会等で年間リーフレット、及び強調月間リーフレット等を配布した支部もあった。

カ 新聞、機関誌、会報等によるPR

日刊工業新聞、物流関係業界紙11社、及び、建設関係業界紙33社に強調月間のPR記事を掲載し周知に努めた。

また、災防団体や関連団体及び支部の機関誌等で11支部が周知の他、ラジオCM等での周知を行った支部も2支部あった。

キ その他

支部独自の工夫により、PR用のクリアファイル、タオル等を作成して配布した支部もあった。また、支部独自のポスター、名刺や封筒等に貼付できる強調月間シール等を作成し配布した支部もあった。

② 実施効果

前年度に引き続き、地方公共団体等の公共工事発注機関に対し、関係事業場への、業務点検表による業務点検の実施等についての指導を要請したこと、会員である登録検査業者から未実施と思われる事業場にPRを行ったことなどにより、さらに、特自検の実施率の向上等の効果が現れてくるものと期待している。

2) 巡回指導

① 実施状況

強調月間を中心として、巡回指導を実施した結果は次のとおりである。

巡回指導実施状況（平成29年11月分）

区分		支部数	指導実績	1支部平均
巡回指導日数		45	延465日	10.3日
訪問社数			1,493社	33.2社
人員数	巡回指導員		延737名	16.4名／45支部
	担当官	18	延106名	5.9名／18支部
	その他※	9	延94名	10.4名／ 9 支部

※その他には、他災防団体や地方自治体職員との合同巡回指導が含まれる。

② 実施効果

各支部において、支部独自の考えに基づき実施計画をたて強調月間を中心に巡回指導を実施し、特に特自検の普及促進について努力している。また、検査業者及び事業内における特自検業務の業務点検、未実施事業場に対する指導等についても十分な配慮が払われていることが窺える。

なお、行政との合同による巡回指導を実施した支部は、18支部で昨年より3支部増えた。その他、他災防団体の職員や地方自治体職員との安全パトロールも実施しており特自検の普及促進に効果を上げている。

行政との合同による巡回指導は効果的な指導が出来るが、支部単独での巡回指導に於いても、行政と他の方法での連携を図り、効果を挙げている報告がある。

また、巡回指導実施時に今年度作成した「記録表記入要領(抜粋版)」を使用し記録表の適正な記入の方法を指導した支部が32支部あり、「記録表記入要領(抜粋版)」を917冊頒布し適正な検査記録表の作成指導に効果があった。

3) 研修等の実施

強調月間中に特定自主検査セミナーを行った支部が9支部、能力向上教育を行った支部が10支部12回の実施であった。

実務研修については、「検査業者業務点検コース」を行った支部が9支部での実施、「記録表作成コース」を行った支部は13支部15回の実施があり、特自検の適正な実施について効果があるものと期待している。

その他、「資格取得研修」を行った支部が11支部11回の実施、「安全教育」を行った支部が6支部6回の実施であった。

4) 特自検実施状況調査の実施

強調月間行事の一環として、本年度も、13支部において、何らかの方法で実施状況の調査を行った。

その方法としては、「標章頒布時の調査」、「往復はがきによるアンケート」、「巡回指導時のチェック」等が主な方法である。また、行政との連名によるアンケート調査を行った支部もあった。アンケートによる調査によって、特自検の周知が行われ、特自検を実施したユーザーもあった。

以上

随 想



“これからの安全教育”とは ～創業100周年の節目に寄せて～

運営幹事会 幹事 **秋友 雅浩**
山九株式会社
執行役員 安全衛生・環境担当

■創業から現在へ

山九は、1918年（大正7年）10月1日に北九州の門司で、親会社である中村汽船の港湾荷役専業会社の『山九運輸株式会社』として生まれました。当時は国家的事業であった八幡製鉄所向けの鉄鉱石の港湾荷役作業と徳山練炭製造所向けの無煙炭の輸送作業が主な事業であり、この二つは、現在での当社の鉄鋼関連事業と化学関連事業の基礎となっています。

その後、戦前、戦後と激動の時代の波に揉まれながら、日本そして世界の主要産業を支えるべく、物流、機工、構内操業の融合した事業に注力してきました。この時代の現場の作業は、過酷を極め、夏は暑く、冬は寒く、昼夜に渡る長時間勤務も日常茶飯事で想像をはるかに超える厳しいものであったと思われます。現在では、プラント・エンジニアリング（機工）、ロジスティクス（物流）、オペレーション・サポート（操業支援）からなる3つの事業を有機的に結びつけたユニークなサービスでお客様から多くの評価を頂いています。

また、山九という社名は、英語の『Thank you』（ありがとう）にあやかり、かつ、事業基盤である九州の『九』と山陽の『山』が由来です。

■入社当時

我が社では、毎年、新入社員達は、東京の本社で入社式を行った後、長崎県平戸市にある研修所『山九平戸錬成館』で3週間にわたる研修に臨みます。私が入社した昭和59年当時は、東京駅16時発の寝台特急『さくら』に乗って佐世保まで揺られ、佐世保からはバスで2時間あまり、約20時間の移動でした。海と緑の他には何もない隔離された研修所で、40名弱の同期社員と早朝から軍隊式の整列や歩行訓練、夜は深夜までグループ討議を繰り返したのを覚えています。

■引き継がれる安全教育

当社は、創業以来、「人を大切にする」の基本理念に基づき、従業員の安全確保と健康の維持・増進を図ることを会社経営の命題としてきました。安全活動の歴史を振り返りますと昭和30年代の高度成長の最中、災害が多発。特に昭和30年から昭和43年までは休業災害件数が毎年500件を超えてしまいました。

その当時の写真から、ヘルメットが頭の後ろに引っ掛かっているだけであったり、ランニング姿に素手で作業している様子が見て取れ、安全服装や保護具を着装する習慣や安全教育などが間に合わず、『怪我と弁当は自分持ち』と言われた時代

の状況を窺い知ることができます。

その後、諸先輩方の数えきれない試行錯誤と努力により、現在では、“山九の商品”として『安全』をアピールできるようになりました。山九の安全の根幹は、『人財育成』と『職場の一体感』です。特に『人財育成』については、災害が多発していた高度成長の時期に労働災害の鍵は監督者が握っていると見極め、監督者教育に力を入れてきました。昭和42年には200人を超える監督者に3泊4日の集中研修を実施。さらに、前述の研修所『山九平戸錬成館』は、昭和43年に創業者生誕の地である長崎県平戸市に建設、そして今に至ります。教育思想は、形を変えながら引き継がれ、今では、昇格時とその後5年おきに行う階層別研修として定着し、安全衛生マネジメントシステムやリーダーの役割、関連法規等の講義も取り入れて年間のべ1,500人程の規模となっています。また、今のトレンドにあった安全研修となるよう工夫を重ね、特に航空会社や鉄道会社の安全管理を参考に、“チームで創る安全活動”に力を入れていきます。

■これからの安全教育とは

山九の安全を担当する者として、これからの安全教育をどのように確立していくかが大きな課題です。労働力不足の中、熟練技能者の高齢化、技能経験不足の若年者の増加等が加速していきます。こうした時代背景の中、私は、IT技術を安全教育に活用することを考えています。まずは、VRやCGを使用し、潜在危険を疑似体験させ、危険感性を高める教育をします。具体的には、これから作業を行う

現場のイメージを、受講者全員が装着したゴーグルに映し出し、人や物のどのような動きが危険な状態を誘発し、災害に至るのかを体感させます。さらに、ひとり作業や飛び地での作業者の体調管理や異常検知のための見守りシステム、作業者の目線で危険が察知できるWEBカメラシステム、ヒヤリハットのAI分析なども考えています。このように最新技術をスピーディーに取り入れ、より安全で安心な作業が提供できる安全文化を構築していきたいと思っています。

■終わりに

私は、創業100周年にあたり、安全衛生を推進する役員として迎える光栄を意気にかけています。昨今の目まぐるしい世界情勢の変化において、変えてはならないものと変えなくてはならないものを正しく見極め、安全の大切さを次の世代に繋いでいかなければ!と、ひとり考える昨今です。

『ご安全に』



我が社のセールスポイント

秋田県支部
株式会社 ビーワーク

平成20年3月号(174号)より、新たな連載シリーズとして「我が社のセールスポイント」をスタート致しました。内容は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載して頂き、労働災害防止活動の向上や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上等を図る場を提供することを目的としています。

今回も、前回に引き続き平成29年度第6回定時総会に於いて表彰された秋田県支部の株式会社ビーワーク様に執筆をお願い致しました。

[第51回：平成30年3月号(234号)は青森県支部の(有)尾崎自動車商会様でした。]

1. はじめに

当社は、佐藤建設株式会社の自動車・重機 整備修理工場として昭和38年12月9日に『佐藤建設株式会社重車輛整備工場』の名称で創業いたしました。

現在、車輛一般・建設機械・除雪機械・荷役機械・高所作業車等のメーカーの指定販売店・サービス契約工場として、車検・定期点検・修理・鈑金・部品販売に加え、特定自主検査も手がけ、地域に密着した整備工場として、お客様の利便性を高め、検査・整備サービスに力を注いでおります。

2. 会社概要

社 名 : 株式会社 ビーワーク
所 在 地 : 秋田県大館市片山町 3 - 1 - 17
会社創業 : 1963年(昭和38年)12月9日
会社設立 : 1973年(昭和48年)7月13日
代 表 者 : 代表取締役社長 佐藤 清忠
資 本 金 : 10,000,000円

従業員数 : 13名

事業内容 : ・自動車販売、車検、板金塗装
 ・建設機械販売、修理
 ・除雪機械販売、修理
 ・建設機械特定自主検査
 ・建設機械レンタル



社屋外観



整備工場全景

3. 沿革

昭和38年12月 9 日	佐藤建設株式会社重車輛整備工場創業
昭和38年12月 9 日	自動車分解整備事業認証登録
昭和48年 6 月13日	有限会社 佐藤重車輛整備工場設立
昭和54年10月 6 日	特定自主検査者登録
昭和55年11月25日	県北自動車整備協業組合参加(民間車検指定工場)

平成4年10月1日 社名変更 有限会社ビーワーク
 平成22年4月1日 商号変更 株式会社ビーワーク

販売代理店・指定工場特約店

昭和44年12月	川崎重工業(株)	/	タイヤショベル
昭和45年3月	北越工業(株)	/	エアーコンプレッサー
昭和47年7月	(株)新潟鉄工所	/	除雪機械
昭和48年12月	酒井重工業(株)	/	ローラ
昭和50年6月	日立建機(株)	/	油圧ショベル
昭和54年2月	範多機械(株)	/	除雪薬剤散布車
昭和54年4月	カヤバ(株)	/	コンクリートミキサー車
昭和61年5月	開発工建(株)	/	除雪機械
平成1年10月	カミンジエンジン	/	エンジン
平成3年3月	岩崎工業(株)	/	除雪トラック
平成8年12月	(株)日本除雪機	/	除雪機械

4. 協会事業への参加

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 昭和54年10月6日登録会員となる。平成11年4月1日 理事、平成21年4月1日 副支部長に就任し現在まで、その任に当たっております。微力ではありますが、協会運営事業に積極的に参加し、安全管理、整備、特定自主検査の品質向上、法令遵守に取り組み、秋田県支部の推薦をいただき第6回定時総会終了後、平成29年通年表彰が執り行われ、本部より「企業賞」を授与されました。

検査登録機械

- 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用機械)
- 車両系建設機械 (締固め用機械)
- 車両系建設機械 (基礎工事用機械)
- 車両系建設機械 (アタッチメント)
- 車両系建設機械 (解体用つかみ機)
- 車両系建設機械 (解体用機械)
- 車両系建設機械 (コンクリート打設用機械)

- 高所作業車 (高所作業車)
- 車両系荷役運搬機械 (不整地運搬車)
- 車両系荷役運搬機械 (フォークリフト)

登録検査員	9名	平成30年3月31日現在
検査実績	87台	平成29年4月1日～平成30年3月31日

5. コンプライアンス(法令遵守)

当社は取り扱い機種も多く、操作や整備に必要な資格数も非常に多くなっております。

お客様に安心安全に機械をお使い頂くために作業に必要な資格を計画的に取得させて、法令に遵守した点検、整備業務を行っております。

誰が何の資格を習得して、どのような仕事ができるのか管理する上で大切な管理項目となり、間違いをなくするために資格を登録制にして誰がどの資格を持っているのかが、一覧で閲覧できるようになっています。

また、各資格をポイント化した独自の手当制度を導入し適正な有資格者の育成と自己啓発にも力をいれております。

点検及び修理・除雪の作業に使用する天井クレーン・コンプレッサー・フォークリフト除雪ローダなどは、法令で義務付けられた点検を実施し、常に安全に使用できる状態を保っています。

さらに、近年の特定自主検査対象機械の大型化、一般車両の大型化に伴い適切な検査及び修理に対応するため整備専用の新工場を建設中でしたが、この3月末に完成しました。

敷地面積：7,565.82㎡(2,292.6坪)

建築面積：1,190.94㎡(360.89坪) 延床面積：1,066.46㎡(323.17坪)

そういったことで、お客様のニーズに応え迅速で高度なサービスを提供できるように日々努力しております。

6. 安全管理(労働災害防止)

安全は一人ひとりの自覚からをモットーに労働災害を発生させないために安全に対する意識改革を行っております。

今後も工場内外事故ゼロのために従業員が安全第一を自覚し健康状態の把握、

また、工場内外で危険が潜んでいないか、作業スペース周辺の整理整頓など安全確認を徹底します。最近の自動車事故の多さに対応すべく、特定自主検査車両の引取納車時の事故防止の対応として、『整備車両回送中ステッカー』を車両前後左右4面に貼付（写真－1）と『簡易ドライブレコーダー』を車内に取付ける（写真－2）などして搬送しております。



写真－1：『整備車両回送中』のステッカー



写真－2：整備回送中用の簡易『ドライブレコーダー』

7. 環境への配慮

一般ゴミ、鉄クズ、廃バッテリー、廃油、古紙を分別し、各リサイクル業者に回収を委託し処理しています。また事務所・工場の照明をLED化し電力消費量低減に取り組み、環境へ配慮した企業を目指しています。

8. 社員教育

特定自主検査者資格取得資研修・検査能力向上教育等教育・実務研修・定期自主検査安全教育研修・等に積極的に参加し全員に展開を図るように活動しております。

新規導入の機械がある場合はメーカー開催の研修会等に積極的に参加し技術力の向上にたゆまぬ努力をしております。

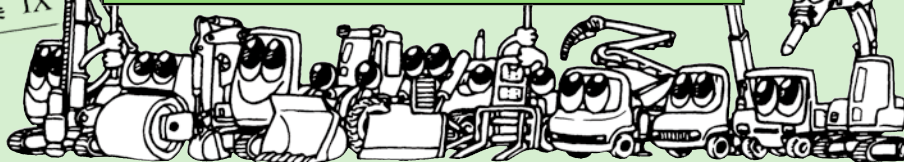
9. おわりに

今年は創業55周年を迎え、社員一人ひとりが環境・技術・安全に配慮し、お客様に安全な商品を安心してお使いいただくために、工場の設備や技術者の育成による商品安全管理の徹底や、新しい技術へのチャレンジし、お客様のもとへ高品質なサービスと確実に点検された安全な機械を提供し今後も建設荷役車両安全技術協会会員としての役割と責任をしっかりと果たしながら共に発展していきたいと考えています。

〔株式会社ビーワーク 専務取締役 佐藤 幸彦〕

シリーズ
特集 IX

作業中の災害事例

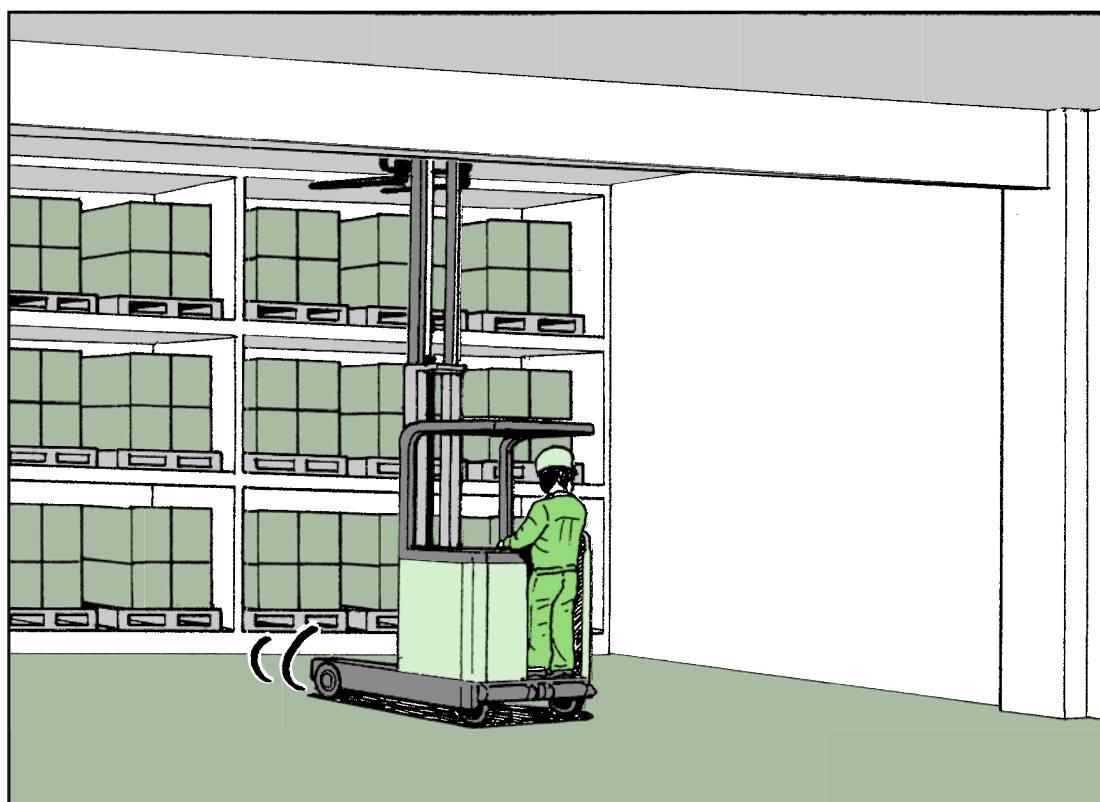


今回は、作業中に発生した災害事例のイラスト2件をご紹介します。
職場の皆さんでご覧になり、安全作業にお役立てください。

Case-1 分類：[フォークリフト：激突]

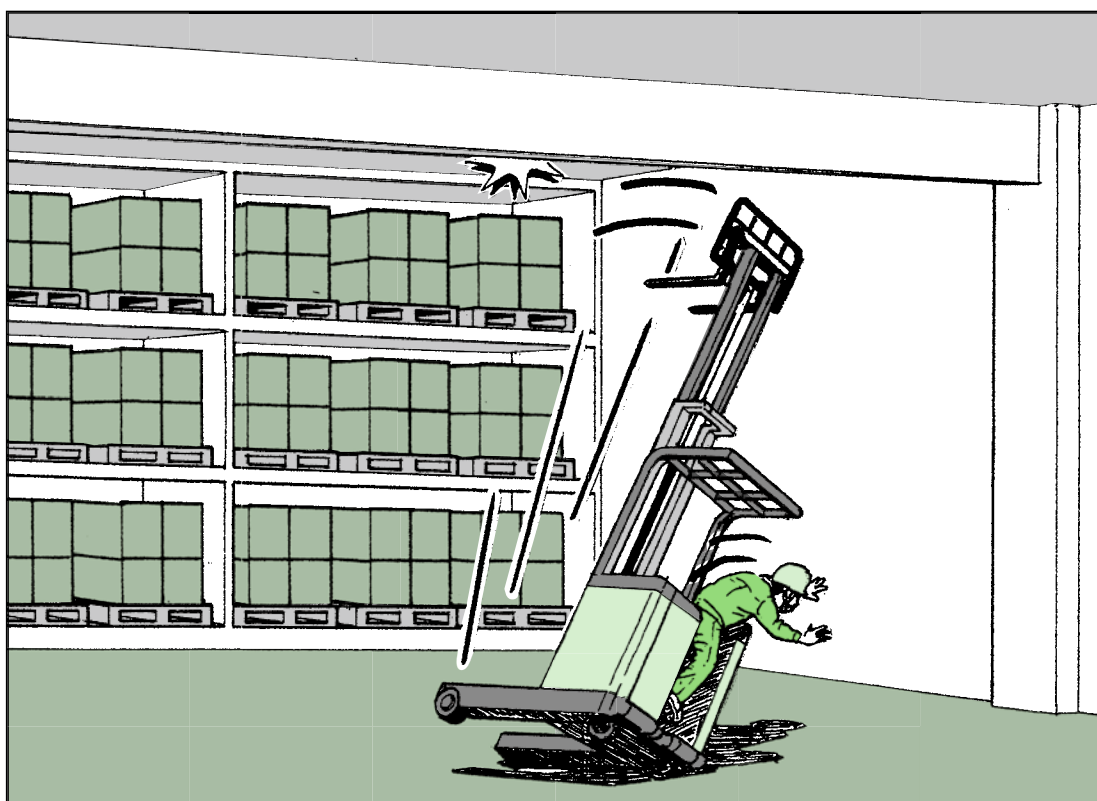
[1-1]

リーチ型フォークリフトを使用し、商品の入った段ボール箱を棚の上段に運搬後、マストを上げたまま後進していました。



[1-2]

マスト上部が建物の梁（高さ約4m）に接触したため、その反動でフォークリフトが横転しだし、逃げようとした運転員がヘッドガードと床面に挟まれました。



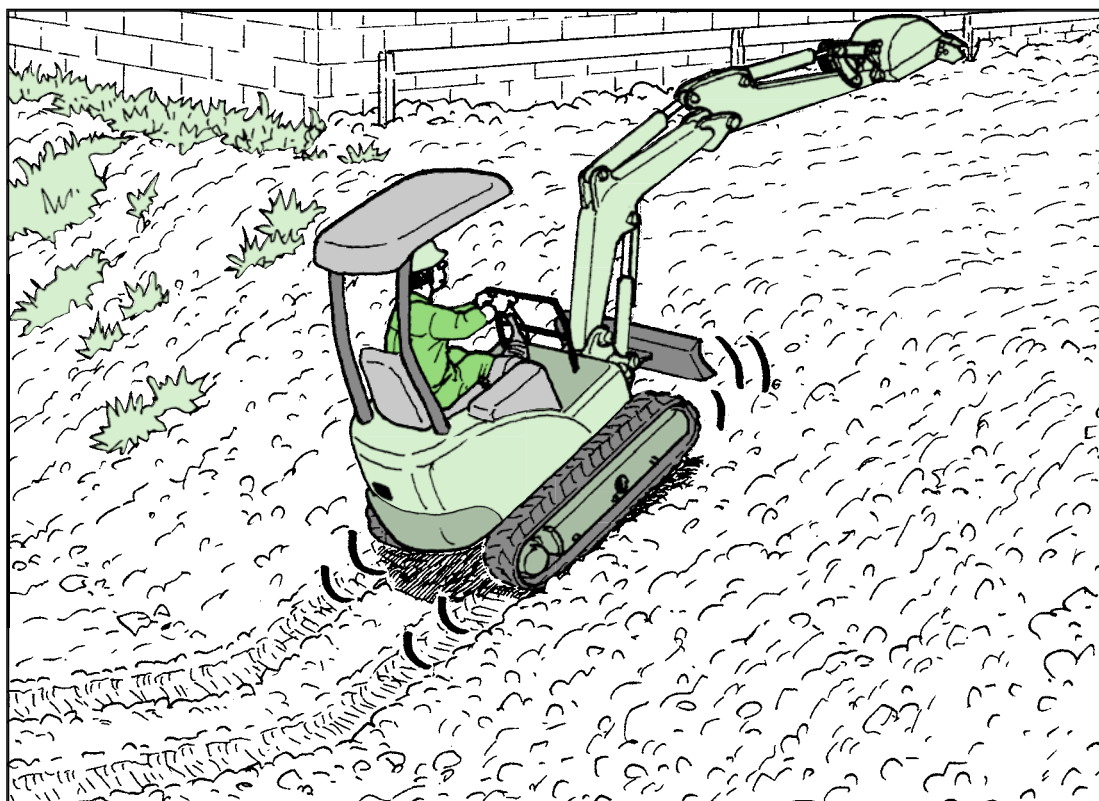
災害発生防止のポイント

- フォークを地面から15～20cmの高さになるようにして、周囲の安全を確認してから走行すること。

Case-2 分類：[ドラグ・ショベル：転倒]

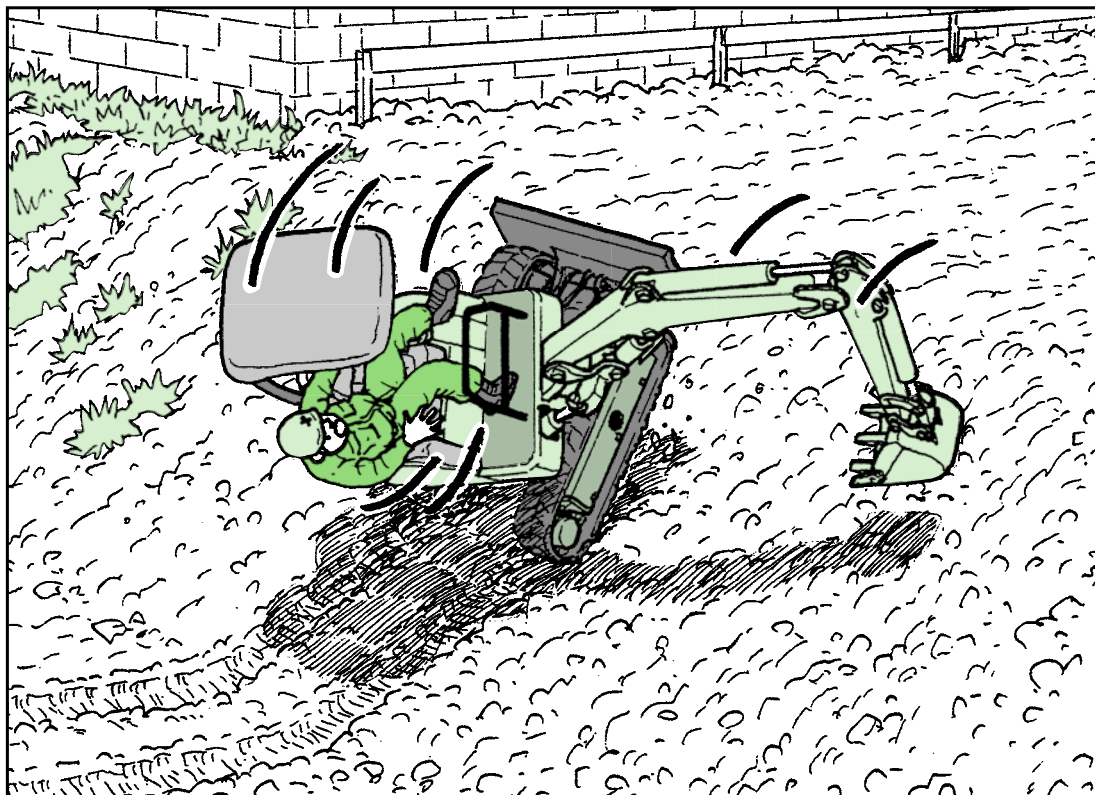
[2-1]

個人住宅の外構工事において、道路から約3mの高さにある宅地面までドラグ・ショベルを移動するため、斜面(最大傾斜37度)を自走で登っていました。



[2-2]

斜面の途中で、上部旋回体を旋回させたところ転倒しました。



災害発生防止のポイント

- シートベルトを必ず着用すること。
- 登坂能力を事前に確認し、能力を超える斜面を走行しないこと。
- 斜面走行中、旋回操作を行わないこと。



メンソーリヨー沖縄

寺岡 晟*

今年に入って1月、2月と立て続けて沖縄に旅をした。

1月は妻との夫婦旅、2月は僕が社会人のスタートを切ったU社の同期の仲間たちとの旅だった。

振り返ってみると、僕にとって沖縄は今回で6度目になる。

最初の沖縄旅は、今から46年前、1971年の3月のことだった。

当時、大学3年生の僕はゼミの同期メンバーたちと返還1年前の沖縄への研修旅行を実行したのだった。

日本政治史という大テーマの関連で日米安保条約を研究テーマにしていた僕らは、1年後に返還される沖縄を見ずして安保条約は語れない、という意見を集約してゼミの教授にダメもとで「先生、沖縄へ研修旅行をしたいと思います。ついては、大学から何らかの援助をいただけませんか!？」という乱暴な提案をしたら、先生はニコニコ笑いながら「だったら研修目的、研修内容、費用などをレポートにまとめて提案しなさい」と嬉しい言葉をいただいた。

…このときのゼミの教授のことを191号第66話「恩師」に記している。

結果として、僕らゼミ同期生10人の東京港から那覇までの往復の船賃、宿泊代を大学負担で出かけることになったのである。

乗船した船はRKKラインの東京丸だ。2泊3日の船旅は若い僕らには快適な船旅だった。

海も空も穏やかで、昼は甲板で、夜は畳敷きの船室で仲間と語り合い、飲み、そしてごろ寝の船旅を満喫した。

そして、東京丸は、那覇の泊港に入港。

宿泊先は、その名も銀座ホテル。こじんまりした作りながら清潔なホテルだった。

と言っても名前はホテルだが部屋は畳敷きの大広間で旅館と変わらない。

夕食を済ませたら同期のゼミ長（彼がこの研修旅行の責任者）が、「せっかくの沖縄最初の夜なんで8時まで自由行動として、8時から明日からのことについてミーティングしようと思う」もちろん全員賛成なのは言うまでもない。

しかし、これが命取りだったのだ。

* (株)エイム・コンサルティング 代表取締役

「奇跡の1マイル」として当時から有名だった国際通りに出ると、想像以上に大勢の人が歩いていた。

東京の銀座通りを圧倒するかのよう
に大勢の人が行き交う通りだった。

立ち並ぶお店の看板の横文字、ドル
表記の値札（当時のレート360円）が、
沖縄の現状を表していた。

僕とゼミ仲間2人の3人組はしばらく
ボーッと行き交う人を眺めていた。

よく見ると、老いも若きも幅広い年
齢層の人が歩いている。

驚いたことに小学生の姿がやたら多
いではないか。

それもひとり二人ではなく、大勢の
子供たちが楽しそうに歩いている。

夜の7時過ぎに街中で遊ぶ子供た
ちという光景は東京では見かけない風
景だ。

そして、若い女性たちも大勢行き
交っている。

もちろん、若い僕らは、躊躇せずそ
の若い女性たちに声をかけた。

いわゆるナンパである（笑）。

こんなことを言った記憶がある。

「今晚は！僕たち東京から今日着い
た学生です。良かったら僕たちとお茶
しませんか！」

典型的ナンパトークである（笑）。

この大胆不敵なナンパトークに驚い
た二人組の若い女性たちは、「え！」
という表情を見せながらも「いつもそ
うやって声をかけるんですか？」と笑

いながら聞いてきた。

「いえ！沖縄では初めてです」嘘で
はない。

お互いに笑ってしまったが、これが
きっかけで彼女たちの案内で喫茶店へ。

話が弾んで、明日も会いましょう！
と約束し合って、ご機嫌で銀座ホテル
へ戻った。

しかし、8時のミーティング時間
はとっくに超えていて、時計は既に
11時を過ぎていた。

…これはヤバい。ミーティング時間
を大幅に超えてしまった。

僕ら3人はしおしおと大広間に入
ると、何と意外なことが待っていたの
だった。

そこには、ひとりポツーンとゼミ長
だけが座っていたのである。

「K（ゼミ長名）、ゴメン、遅くなっ
てしまった。みんなは？」

ゼミ長はおもむろに口を開き「誰も
帰って来ない、寺岡たちが最初だ」

「！！??」

当時の那覇の町は、米軍の施政下
だったので車は右側通行で、銀座ホテ
ルの前の国道1号線はグリーン色の
迷彩塗装の米軍のトラックやジープが
行き交う道路だった。

二度目の沖縄はそれから17年後、
1987年の2月のことだ。

立派な？社会人となった僕は営業所
長としてバリバリとやっていた頃で、

全社トップのご褒美として所員全員を引き連れての沖縄旅だった。

初めての沖縄旅は2泊3日の船旅だったが、二度目はむろん空の旅だ。

那覇空港からタクシーでホテルに向かう車中で、僕は16年前の記憶を思い出しながら那覇の街を見つめた。

左手に米軍の那覇軍港が直ぐに見えてきたが、当時と異なり、港は空っぽだった。

16年前は、米軍の輸送艦や、岸壁には荷台が吹き飛んだトラックやポツカリと穴を開けた装甲車などが山積みになっていたことが思い出された。

横に座っている所員が「てらさん、何を熱心にご覧になっているんですか？」と声をかけてきた。

「いやあ、17年前の学生時代に来て以来だから、ちょっぴり感傷に耽っていたんだよ」

二度目の沖縄、取り分け那覇の街は随分きれいな街に変わっていた。

夜、所員たちと国際通りに出かけた。

通りが以前よりも広く感じるのは、錯覚だろうか、それとも17年前より行き交う人が少ないのだろうか、どちらとも区別がつかない中、適当な沖縄料理の店に入り、二度目の沖縄旅がスタートした。

このとき食事をした沖縄料理のお店の店長と言葉を交わし、17年振りの沖縄だと話したら、「私が中学生の頃ですね。返還直前だったので、その頃

のことはよく覚えていますよ」

この国際通りが一番明るい通りだったので、夜ともなれば友達たちと国際通りをブラ歩きをしたものです」

「じゃ、あのとき通りを歩いていた悪ガキたちは、店長だったかも知れないね」

「きっとそうですよ！」

沖縄最初の夜は大いに盛り上がったのは言うまでもない。

お店を辞去するとき、「メンソーリョー沖縄（また来てね、沖縄へ）」と嬉しい言葉をかけてくれた。

その翌年、三度目の沖縄旅が実現した。

嬉しいことに妻の父親が沖縄旅を持ち掛けたのである。

それも妻の姉夫婦との旅である。

義父が電話越しに「寺岡君は何度も沖縄へ旅しているから心強いのでプランを組んでくれないか」という、これも嬉しい言葉である。

僕ら夫婦の子供たち二人も交えて総勢7名の大所帯の旅となった。

…直前に義兄の都合がつかず、義姉ひとりの参加となったが、身内同士とあって実に楽しい旅となった。

このときの沖縄旅は10月末だったが、^{おんなそん}恩納村のリゾートホテルで子供たちとラグーンにカヌーを浮かべて大はしゃぎの旅となった。

「お父さん、この度はありがとうございます」

いました。(スポンサーは義父だった)

また是非、沖縄旅しましょう。『メンソーリョー沖縄』ですよ」

四度目の沖縄旅は意外に早く訪れた。

3年後の1991年の夏、義父の還暦祝いに「みんなでお父さんを招待して沖縄へ行こう」ということになり、義父を筆頭に姉夫婦(今度は義兄も参加できた)、妻の妹、そして僕ら夫婦と二人の子供たちの総勢8名の大デリゲーションだ。

ホテルは前回の沖縄旅でエンジョイした恩納村のビーチ沿いのリゾートホテル。

その夜の義父を囲んでの夕食のとき、義父の還暦祝いの食事会だとレストランのマネージャーに伝えておいたら、乾杯の直前にフロアの照明が消え、「突然ですが、当レストランで還暦をお迎えになられたお客様のお祝いの席にシェフ特製のケーキをお持ちいたします。」

というアナウンスが流れ、マネージャー自ら花火が煌めくケーキを運んでくれたのである。

思いもしないサプライズに義父はとても喜んでくれた。

そのときのマネージャーの言葉を今でも覚えている。

「本日は、お父様のご還暦おめでとございます。ご家族みなさまでお祝いをされることは、素敵なことですね。息子さんにお聞きしたら、お父様

は沖縄の海が大好きとか、また、ぜひみなさまで沖縄にお越しくださいませ。お待ち申し上げております。メンソーリョー沖縄」

その義父も既に他界したが、生前何度も沖縄でのサプライズのことを懐かしそうに話していたものだ。

その後、沖縄旅の機会がなく、月日が流れていったが、師走に入ったある休日の昼下がり、「お茶にしましょうか!」と妻が声をかけ、今では二人きりの我が家の居間で、のんびり、ゆったりとお茶を楽しんでいたとき、ふと「これまで僕は一人旅や仲間との旅を楽しんできたけど、来年は二人でアチコチと旅をしないか!？」

妻は飛行機が苦手なこともあり、近場での旅を好んでいたが、「遠くなければ、行きたいわね」と嬉しい返事が返ってきた。

そのとき既にU社同期の仲間たちと2月に沖縄旅が決まっていたが、それはそれとして暖かい沖縄への夫婦旅を思いつき、「どうだろう、年明けに暖かい沖縄でのんびり過ごすというのは。」

「でも貴方は同期の方々と沖縄に行く予定ではなかったの？」

もっともな疑問だ。

「うん、そうなんだけど寒い東京から離れて暖かい沖縄に行くっていうのも有かな。」

極めて非論理的な提案に、妻は笑い

ながら「ありがとうございます。あなたの提案通りにいたしましょう」

さすが41年、わがままな僕に連れ添ってくれている妻だ。

そして、この1月、何と27年ぶりの沖縄へ旅したのである。

空港からレンタカーで恩納村のリゾートホテルに向かう途中、その沖縄の変わり様を見ようと高速道路（これも以前はなかった）を使わず、返還前は国道1号線、今は国道58号線を北へ向かうことにした。

出発点の那覇空港もすっかり変貌していたが、返還前に初めて沖縄に来たとき、那覇軍港に米軍の迷彩塗装の車両が並べられていたが、今は、軍港は相変わらず米軍基地だが車両の山はなく、むしろ閑散としていた。

そして、那覇の街は想像以上に変貌していて、近代的なビル群、色彩豊かな街並み、広々とした旧1号線。

走ること30分、右手に米軍の嘉手納基地が見えてきた。

返還前は平屋が続く嘉手納町だったが、今は様々なお店やしゃれたビルが並んでいた。

基地も緑に覆われてクルマからはゲートの様子以外はうかがい知れない。

返還前は木も少なく、緑の少ないところだという印象だったが、これも変わった。

空港を出て1時間余、恩納村に入

り、ビーチ沿いの道を走る。

左手に27年前、義父の還暦を祝ったホテルが見えてきた。

残念ながら、今回は予約が取れず、別のホテルになったが、忘れられないホテルだ。

そして、程なく予約したホテルにチェックイン。



ホテルの前で妻とシーサーと♪

部屋はオーシャンビューとあって、目の前に青い沖縄の海が広がっている。

勇んでベランダに出ると、「うあー、寒い〜。」

今冬の沖縄は珍しく寒く、取り分け僕ら夫婦が訪れた頃が寒さのピークだったようだ。

それでも寒風の中、ベランダから見る沖縄の海は素晴らしく、これだけでも来た甲斐があるように思えた。

三泊四日の滞在中は美ら海水族館や、今帰仁^{な き じん じょう}城跡を見たり、夫婦二人旅を満喫した。

沖縄滞在2日目の朝だった。

朝食を済ませて部屋に戻ろうと思ったら、海に面して大きく広がるガラス窓の前に椅子が並べられ、セルフサー

ビスのコーヒーがあったので、ノンビリ気分で海を眺めながらコーヒーブレイクをすることにした。

椅子に座るとき、右手に先客のご夫婦が座っていたので、僕はいつもながらの習慣で「おはようございます!」と声をかけた。

すると、ご主人も「おはようございます!」と元気な声で応えてくれた。

普段、旅先で挨拶をかけると、欧米では「Good morning」や「ハイ」という声が返ってくるが悲しいことに我が日本では、まず返って来ない。あっても蚊の鳴くような声で、おはようござ…。最後は聞き取れない。

それが、元気な声で返って来たので、嬉しくなって「元気な挨拶をありがとうございます。」とお返しした。

それがきっかけで初対面ながら話が弾んで、札幌から来られたこと、年に3回～4回は沖縄へ来ること、リタイアしてからは、旅が生きがいになって夫婦旅が最高の楽しみだということ、そして、僕らが結婚41年目だと伝えたら、「え!ということは昭和52年に御結婚ですか?僕ら夫婦も52年に結婚したんですよ。何月ですか?」偶然の出会いなれど、結婚月も同じ3月、それも1週間の違いとは!

嬉しい偶然にますます話が弾む。

あっという間に時間が経ち、(何と1時間以上もお喋りしていたのだった) そろそろ、と思ったら札幌のご主

人が「もしよろしければ、今夜夕食をご一緒しませんか!?」

結局、その夜はホテルの近くにある沖縄料理店で賑やかな宴となった。



沖縄料理店で札幌のご夫婦と

シニア二組の夫婦がワイワイ盛り上がっているの、店主も途中から輪に加わりの大宴会となった。

最後は、ご存知「メンソーリョー沖縄」で打ち上げたのはもちろんだ。

さて、その翌月、僕は再び沖縄の地にいた。通算6度目の沖縄だ。

しかも妻と沖縄旅してから一か月も経っていない。

冒頭に記したように今回はU社の同期仲間4人と一緒だ。

なぜ、沖縄へ?と問われると答はこうだ。

僕ら同期は何だかんだと言いながら2か月に1度は集まって、ワイガヤと飲んでいる。

それも何かしら理由をつけてだ。

去年の師走到来の頃、「忘年会打ち合わせ」と称して集まった。

ご存知のように今冬は異常な寒さ

で、「老体には堪える冬の寒さだ」と言いながら、熱燗を傾けていたら、同期のSが「今年はどこも出かけていないので、年明けに暖かいところでリゾッチャ（今から20年前にJALがハワイ路線のPRのためにCMで使われたコピーで流行語にもなった）しない!？」との提案から、沖縄に白羽の矢が立ち、実現した訳だ。

ホテルは恩納村近くの残波岬のホテルに2泊、1泊は恩納村のホテル。（このホテルは先月、妻と泊まったホテルの近くだった）

ひと月前とは異なり、日差しが当たると暑く感じて初夏のようで、半ソデで充分な陽気が嬉しい。

Sが言う、「リゾッチャOKINAWAって感じ!」



今帰仁城跡のさくらと同期仲間

午前中はホテルライフと称してダラダラ過ごし、午後はサイトシーイングと称してアチコチ観て回り、夜はミーティングと称してオリオンビールで乾

杯し、平均年齢古希一步手前の輩たちは大いにリゾッチャOKINAWAを満喫した。

最後の夜、僕の提案で先月、妻とホテルで出会った札幌のご夫婦と大いにはしゃいだ沖縄料理のお店に行く。

店に入るが否や、店主が目ざとく僕を見つけ「メンソーレ、てらさん!やっばり来られましたね」と声をかけてきた。

仲間たちを店主に紹介すると「いつもてらさんにはお世話になっています。」これには笑った。

仲間たちも「おいおい、寺岡、そんなに何度も来てるんか!」

「そうだよ、これで6度目だ。沖縄にはね。」

散々楽しんで、お店を辞去するとき店主が嬉しい言葉で見送ってくれた。

「メンソーリョー沖縄」。

僕は「メンソーリョー沖縄」の言葉に惚れたかもしれない。

※PRです。

17年余連載して参りましたコーヒーブレイクが念願の単行本になりました。

「僕が訪ねたまち、くに、ひと」のタイトルでAmazonより電子版、ペーパーブック版で刊行されました。

お知らせまで。



自著「僕が訪ねたまち、くに、ひと」

機 種 名	超小旋回型油圧ショベル「PC138UU-11」	コマツ
発売年月	2018年 2 月	

■概要

コマツは、最新技術を随所に織り込み、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」^(※1)2014年基準に適合した超小旋回型油圧ショベル「PC138UU-11」を発売しました。

当該機は、新たな建設機械用排出ガス後処理システムを採用した新世代エンジンを搭載し、窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の排出量を大幅に低減しています。加えて、機体のメインユニットを最適に制御するトータルビークルコントロール（機体総合制御）のさらなる進化やオートアイドルストップ機能などにより、燃料消費量を当社従来機に比べ10%低減^(※2)しました。

Kom Vision（機械周囲カメラシステム）を標準で装備するほか、最新のKOMTRAX（機械稼働管理システム）は、オペレーターごとの車両運転情報の管理を可能にするとともに、排出ガス後処理システムの選択触媒還元（SCR）に必要なAdBlue[®]^(※3)の残量についても確認可能にするなど、最新のICTを搭載しています。また、ロックレバー自動ロック機能や、バケットの車体への干渉を防ぐ干渉自動回避システムを新たに採用し、安全性も高めています。

さらに、国内で初めてパワーラインの保証延長と無償メンテナンスを取り入れたサービスプログラム「KOMATSU CARE（コマツ・ケア）」が新車購入時から付帯され、トータルライフサイクルコストの低減と長時間稼働に貢献します。

※1. 通称、オフロード法という

※2. 当社従来機との比較（当社テスト基準による）。実作業では作業条件により異なる場合があります

※3. ドイツ自動車工業会（VDA）の登録商標。尿素SCRシステム専用の高品位尿素水のこと

■主な特長

1. 環境、経済性

・特定特殊自動車排出ガス2014年基準適合車

コマツが長年積み重ねてきた独自のエンジンテクノロジーを結集し、新たに開発した新世代エンジンを搭載。窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の排出量を大幅に低減し、特定特殊自動車排出ガス2014年基準をクリアしています。

・燃料消費量10%低減

機体のメインユニットを稼働状況に合わせて最適に制御するトータルビークルコントロール（機体総合制御）が進化。機械ポテンシャルを最大限に引き出しながら燃料消費量を従来機に比べて10%低減しました。

・オートアイドルストップ機能

任意に設定したアイドリング時間で自動的にエンジンを停止できるオートアイドルストップを標準装備。余分な燃料消費を抑えます。

■主な仕様

項目	単位	PC138UU-11
機械質量	kg	13,900
エンジン定格出力 ネット (JIS D0006-1)	kW/min ⁻¹ (PS/rpm)	72.5/2,050 [98.6/2050]
標準バケット容量(JIS A 8403-4)	m ³	0.45
標準バケット幅(サイドカッター含む)	mm	833 (953)
全長（輸送時）	mm	7,400
全幅	mm	2,490
全高（輸送時）	mm	2,900
後端旋回半径	mm	1,480

2. ICT

・Kom Vision（機械周囲カメラシステム）

機械側面と後方に設置した複数のカメラを用いて、機械周囲をモニタ上に表示することができます。

・KOMTRAX（機械稼働管理システム）

キーオン時にオペレーターIDを入力することによるオペレーター識別機能を新たに搭載。

KOMTRAXでオペレーターごとの稼働履歴を管理することが出来ます。KOMTRAXから送信されたデータは機械の運転情報の分析に使用することが可能です。

また、運転席のマルチモニタに表示されるAdBlue[®]の残量もKOMTRAXで送信され、遠隔での残量管理が可能です。

3. 安全・安心

・ロックレバー自動ロック機能

オペレーターが意図せず、操作レバーやペダルを 작동させた状態でロックレバーを解除しても、作業機が自動で停止して事故を未然に防ぎます。

・干渉自動回避システム

バケットが車体に近づくとき自動停止する従来の干渉防止装置に加えて、作業機が停止することなく自動的に車体を回避する干渉回避装置を新たに搭載しています。

・「KOMATSU CARE（コマツ・ケア）」

特定特殊自動車排出ガス2014年基準適合車のための新車保証プログラムです。無償プログラムと有償プログラムで構成しており、無償プログラムは、従来の保証（1年間）に加え、次の項目を追加しています。

① パワーラインの3年間または5,000時間のいずれか早い方までの保証延長

② エンジンオイル・エンジンオイルフィルタ、燃料プレフィルタについて500時間毎2,000時間まで（4回）の無償交換

■問い合わせ先

コマツ コーポレートコミュニケーション部

〒107-8414 東京都港区赤坂 2-3-6

TEL：03-5561-2616

URL：https://home.komatsu/jp/



PC138UU-11※一部オプションが含まれています。

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、毎号数機種を選び掲載しています。

機 種 名	四脚クローラ方式を採用した双腕型コンセプトマシン	日立建機株式会社
発売年月	—	

■概要

日立建機株式会社は、このたび、建設機械の将来の可能性を示す、四脚クローラ方式を採用した双腕型コンセプトマシンを開発しました。

今回開発したコンセプトマシンは、建設・土木および鉱山、解体、林業、産業廃棄物の処理、金属リサイクルなど、さまざまな業種で活用される建設機械の作業領域が、将来、広がっていくことを見据えて開発したものです。従来の油圧ショベルにおける2クローラ方式では、機械本体を水平に保つことが困難であった傾斜地や不整地などでも安定した作業が可能となるよう、四脚クローラ方式を採用しています。4つの各クローラユニットは、それぞれが独立して可動し、上部旋回体の安定性を向上します。

また、将来の建設機械に求められる技術として、作業装置であるフロント構造物の軽量化にも挑戦しました。ブームおよびアーム、フロントアタッチメントといった建設機械のフロント構造物は、耐久性向上のために年々重量が大きくなっていますが、機械自体の安定性や作業性、燃費を向上させる面においては、負荷となります。今回開発したコンセプトマシンでは、アームおよびアタッチメントをアルミ合金化し、軽量化を図ることで、1クラス上の作業能力を発揮することを可能としています。

日立建機は、「機械」を進化させ、豊かな生活空間をつくる「ひと」と「作業」の関係をより快適に、より高度に、より効率的なものとする「理念」の下、油圧ショベルをはじめとする建設機械の開発を創業以来進めています。掘削機械として開発された油圧ショベルは、今日、解体および林業、産業廃棄物の処理、重量物のハンドリングなど、多くの用途で使用されています。

これまで日立建機は、さまざまな業種のお客さまからの作業ニーズに応えるため、油圧ショベルを基にした多くの応用開発製品をお客さまに提供してきました。

2005年には、これまでの製品開発・設計における経験・ノウハウを生かし、油圧ショベルでより複雑な作業を可能とすることをめざして、作業装置であるブームおよびアーム、フロントアタッチメントからなるフロント機構を双腕化した「アスタコ」シリーズの第一弾を開発しました。その後、2012年にZX135TF-3「アスタコNEO」

を製品化するなど、作業性の追求を進めてきました。

「アスタコ」シリーズは、2003年に将来に向けた従業員の技術研鑽を目的とした社内公募制プロジェクトにより開発が始まったものです。その後も、「建設機械のロボット化への挑戦」として、シリーズの開発を継続し、震災被災地での復興作業をはじめ、社会課題の解決に貢献することを目的に、さまざまな作業への適用する開発を行ってきました。

今回開発したコンセプトマシンの開発も、社内プロジェクトへの応募から始まったもので、若い技術者たちによる「こんなものを作りたい」という想いが結集したものです。

日立建機は、これからも企業理念に則した研究・開発を行い、「建設機械のロボット化」へも挑戦していきます。

なお、本機は、建設機械の将来の可能性を示すコンセプトマシンとして、各種イベントに出展する予定です。

■主な特長

1. ユニークな四脚クローラ方式

- ・独立した4つのクローラユニットを有する四脚クローラ方式を採用。
- ・不整地の凹凸に合わせ、各クローラユニットの上部にある油圧モータを中心に、クローラユニット全体が振り子のように動くことで、不整地でのスムーズな走行を実現。

2. 直感的に動かせる操作系

- ・複雑な操作を求められる双腕および四脚クローラの操作を、双腕の作業は、アスタコと同様のジョイスティック方式の直観的な操作レバーを採用するとともに、四脚クローラの走行操作を1本レバーに集約し、操作を簡便化。

3. フロント構造物のアルミ合金化

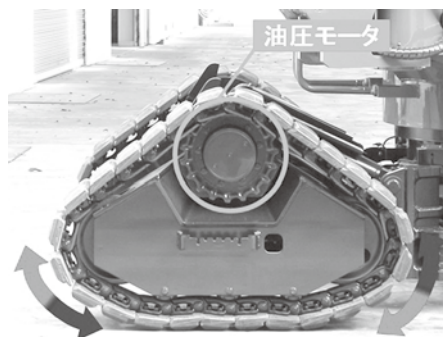
- ・アームおよびアタッチメントをアルミ合金で製作し、軽量化することで1クラス上の作業能力を実現。

■問い合わせ先

日立建機株式会社 ブランド・コミュニケーション本部
広報戦略室 広報・IR部 広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野2-16-1
電話：03-5826-8152



四脚クローラ方式を採用した双腕型コンセプトマシン



振り子のように動く
クローラユニットの動き

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

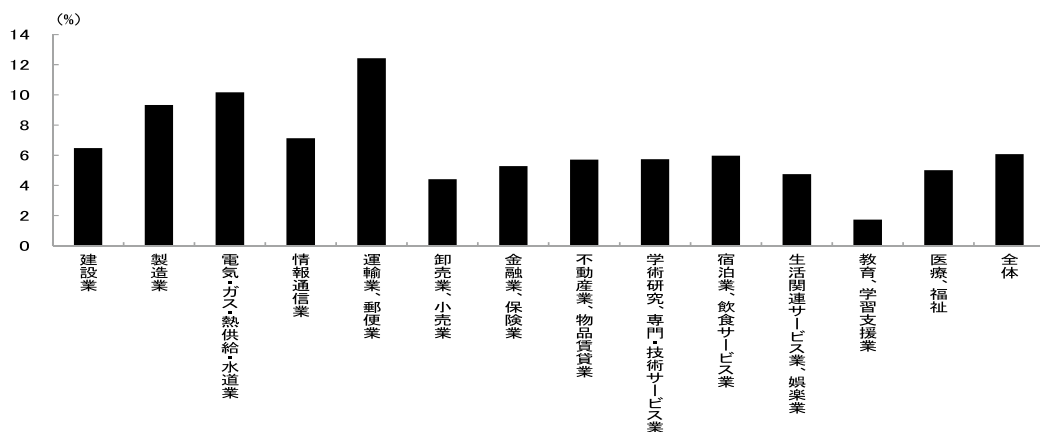
働き方改革で残業代が減ると3%以上の賃上げ必要

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

働き方改革で残業時間規制が導入された場合、残業が削減される雇用者1人当たり年87万円の賃金が減少する。雇用増加等の対応を伴わない場合、雇用者報酬は年5.6兆円減少し、GDPを0.3%押し下げることになる。みずほ総合研究所は、残業時間規制による賃金減に関するリポートを発表している。リポートの試算では、削減される残業代は名目賃金の2.6%に相当し、雇用者の所得維持には3%以上の賃上げが必要との結果になる。業種別では、運輸・郵便業や宿泊・飲食業では5%以上の名目賃金の上昇が必要なる結果となった。生産水準を維持するために、企業は時間当たり生産性の

向上を図ることが必要になる。同時に、生産性上昇に見合った賃上げがなければ、家計の購買力が上がらず、持続的な成長が覚束ないことになる。下記の図表1は、残業代が賃金に占める割合である。労働者の受け取る残業代（所定外給与）が名目賃金（現金給与総額）に占める割合は、2017年平均で6%程度となっており、時間外労働による残業代が事実上生活における重要な収入源になっていることがわかる。業種別にみてもバラツキがあり、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・郵便業、情報通信業、建設業で割合が高いことが示される。

■図表1：残業代が賃金の占める割合



(注) 雇用者を対象に算出

(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」よりみずほ総合研究所作成

次ページの図表2は、残業時間規制の影響の試算結果である。ここでは、月平均60時間超の時間外労働時間が一律に削減されたと仮定し、追加雇用や規制上限未抵触者の労働時間の延長を伴わない場合、雇用者が受け取る賃金の減少を試算したものだ。

この結果、減少額の総額は年間約5.6兆円に達し、日本経済全体で2017年平均の名目賃金換算で2.6%分の減少に相当する。つまり、削減される残業代の影響を補うためには、名目賃金で2.6%、所定内給与で換算すれば3.4%もの賃上げが必要になる。

■図表 2：残業時間規制の業種別の影響（1）

	①削減される残業代 (雇用人1人当たり、年間、 万円)	②残業代を補うために 必要な賃上げ率 (名目賃金、%)	③残業代を補うために 必要な賃上げ率 (所定内給与、%)	④3%賃上げ対比の ネット賃上げ率 (%)
建設	80.1	2.7	3.4	0.3
製造	86.2	2.0	2.8	1.0
電気・ガス・熱供給・水道	177.4	1.5	2.1	1.5
情報通信	99.2	1.9	2.7	1.1
運輸、郵便	92.8	5.4	7.4	-2.4
卸売、小売	77.3	2.8	3.6	0.2
金融、保険	84.7	1.2	1.7	1.8
不動産、物品賃貸	75.5	1.8	2.4	1.2
学術研究、専門・技術サービス	92.6	2.2	3.0	0.8
宿泊、飲食サービス	74.4	7.3	8.3	-4.3
生活関連サービス、娯楽	65.2	3.7	4.3	-0.7
教育、学習支援	36.8	1.3	1.7	1.7
医療、福祉	131.4	2.1	2.6	0.9
業種計	86.7	2.6	3.4	0.4

(資料) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」よりみずほ総合研究所作成

下記の図表3は、残業時間規制に対し企業が行う対応を試算したものだ。残業の削減に対して企業が追加雇用で対応すると、約135万人の新規雇用（+2.4%の増加率）が必要な計算になる。ただし、現実に新規

雇用をここまで伸ばすのは困難だろう。また、労働時間延長で補うケースを想定すれば、規制上限を超過しない雇用人一人当たりで月に約4時間の追加労働が必要になる。

■図表 3：残業時間規制の業種別の影響（2）

	①残業時間を補うために 必要な追加雇用人数 (万人)	②残業時間を補うために 必要な追加労働時間 (時間(1人当たり・月当たり))
建設	12.2	5.9
製造	18.9	3.5
電気・ガス・熱供給・水道	0.3	1.9
情報通信	4.5	4.2
運輸、郵便	18.5	12.2
卸売、小売	25.0	4.7
金融、保険	2.3	2.5
不動産、物品賃貸	1.8	3.6
学術研究、専門・技術サービス	5.5	5.4
宿泊、飲食サービス	12.0	6.9
生活関連サービス、娯楽	5.9	5.3
教育、学習支援	11.2	7.0
医療、福祉	8.8	2.0
業種計	135.3	4.3

(資料) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計」より、みずほ総合研究所作成

今回、試算した結果を踏まえ、生産や売り上げの水準を企業が維持しようと思えば、業務分担による労働時間の再配分に加え、業務効率化の推進など、時間当たりの生産性向上が不可欠になる。同時に、生産性向

上に見合った賃金増を伴わない場合、家計の購買力は上がりず持続的成長も生じない。企業も雇用人も、生産性を高め賃金を引き上げることへの本気度が試されている。

2018. 3. 27 高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

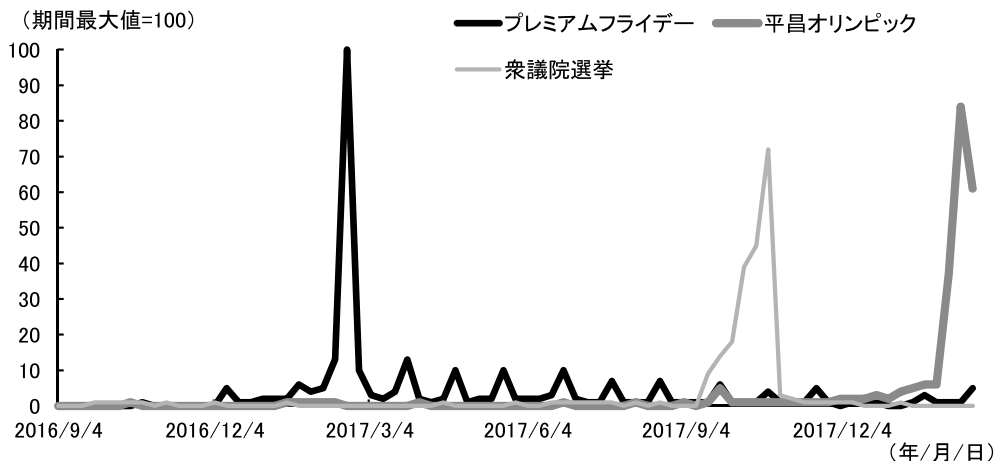
プレミアムフライデー1年、「週休2.5日制」視野に辛抱強い対応を

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

みずほ総合研究所は、プレミアムフライデー1年を振り返るレポートを発表している。プレミアムフライデー開始1年を振り返ると、認知度は高いものの、当日の早期退社率は高まらず、個人消費押し上げ効果は当初の期待を下回ったと試算される。ただし、クールビズ等過去の事例を振り返ってみれば、定着までには一定の時間が掛かっており、評価を固めるのはまだ時期尚早だ。プレミアムフライデー参加者の満足度は高く、若年層中心に早期退社意向は強い。継続的な実施を通じ働き方改革を粘り強く促進することが最も重要であり、月末金曜日にこだわらない柔軟な運用などによって、参加率をさらに高める工夫をしていくべきだろう。下記の図表1のように、プレミア

ムフライデーはこの1年でも衆院選等と並び最も話題を集めた項目の一つだった。2017年2月の第1回実施時にはプレミアムフライデーの検索件数が多く、その後は徐々に低下しているものの、月末になると検索数が一定程度は伸びる状況が1年間続いており、プレミアムフライデーは継続的な話題になっている。従って、話題性という点では開始1年で及第点であるが、その効果には課題が残るというのがフェアな評価だろう。プレミアムフライデー推進協議会事務局の調査結果では、1年間の平均早期退社率は11.2%にとどまり、大企業（16.4%）と中小企業（10.2%）の間にも大きな差が見られる。

■図表1：Google検索インタレストの推移



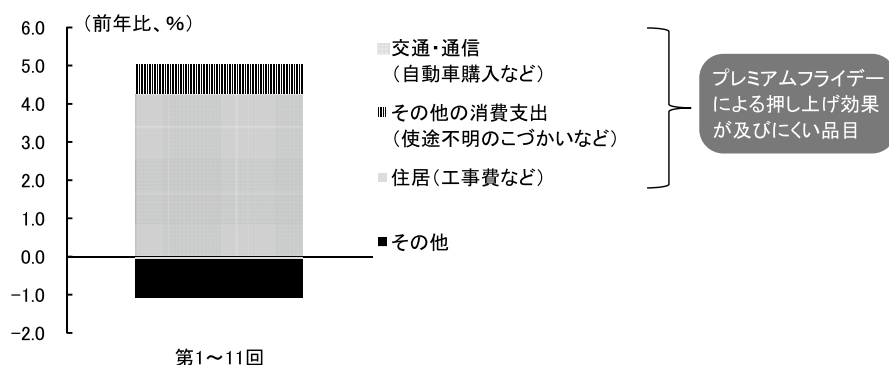
（注）1未満の場合は0にした

（資料）Google Trendsよりみずほ総合研究所作成

次ページの図表2は、プレミアムフライデー当日の実質消費支出を示したもののだが、自動車等購入やその他支出など、プレミアムフライデーとは関係の薄い品目を中心に増加がみ

られ、当初期待された外食や娯楽の伸びは余り確認されていない。先述のように、早期退社率が高まらないなか、プレミアムフライデーによる消費押し上げ効果は限定的となった。

■図表 2：プレミアムフライデー当日の実質消費支出



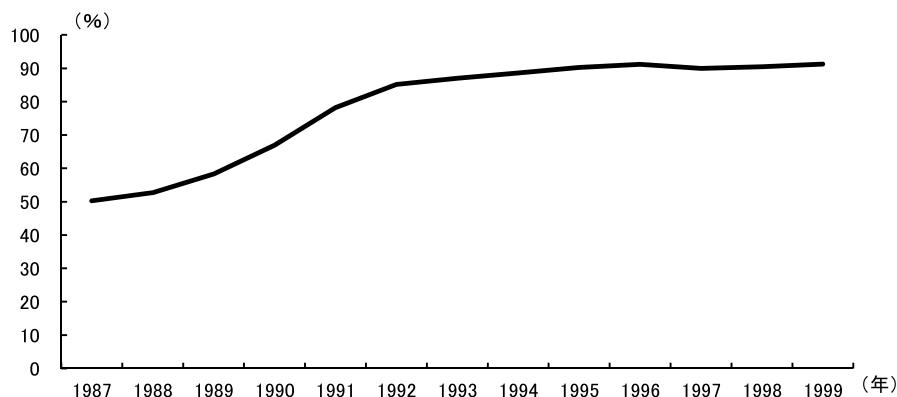
（注）2017年4月の伸び率については、2016年4月の月末金曜日が祝日であるため、その前日の木曜日と比較して前年比を算出した。他の月は前年の月末金曜日と比較。

（資料）総務省「家計調査」よりみずほ総合研究所作成

下記の図表3は、週休二日制導入企業の割合推移を示したものだ。1987年の労働基準法改正を契機に週休二日制の本格導入が始まった。法改正を伴ったものであったにもかかわらず、その定着には5年以上の時

間を要している。同様に、今ではすっかり定着したクールビズも、2005年の取り組み開始時には定着を疑問視する見方が少なかったことは意外と知られていない。

■図表 3：何らかの週休二日制を採用する企業の割合推移



（注）完全週休二日制および月3回・隔週・月2回・月1回の週休日制等を含めた値。

（資料）厚生労働省「就労条件総合調査」よりみずほ総合研究所作成

プレミアムフライデーについては、「金曜日」についての見直し意見は少ないが、「月末」や「15時」についての見直し意見が多い。従って、「振り替えプレミアムフライデー」で毎月1回、最終週に限らずどこか

の金曜を早帰りにする柔軟な運用によって、月に1度「週休2.5日制」のようなものとしてこれが定着すればメリットも大きいのではないか。辛抱強く、「週休2.5日制」に向けた一里塚としての取り組みが望まれる。

2018. 3. 28 高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

建 荷 協 の 動 き

(平成29年12月1日～平成30年1月31日)

運営幹事会

平成29年度第18回運営幹事会

月 日：平成30年3月13日（火）

場 所：ホテルグランドパレス 2F「チェリー
ルーム」

出席者：

議 事：

1. 協会現況報告について
2. 平成28年特定自主検査実施台数報告
3. 平成29年度特定自主検査強調月間実施
結果について
4. 平成30年度支部別研修・教育計画につ
いて
5. 平成30年度事業計画（案）について
6. 平成30年度収支予算（案）について
7. 平成30年度特定自主検査強調月間実施
要綱（案）について
8. 平成30年通年表彰被表彰者の決定につ
いて
9. 次期運営幹事及び次期常設委員会委員
の決定について
10. その他

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 平成29年度特定自主検査強調月間実施
結果について
2. 平成28年度特自検実施状況報告
3. 次期支部窓口資料開発について
4. ブロック別巡回指導情報交換会の開催
について
5. 次年度の標章作成について
6. 平成30年度特自検強調月間要綱について
7. その他

平成29年度第4回検査・整備技術委員会

月 日：平成30年2月19日（月）

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 「考案賞」の選考について
 - ①一次審査結果
 - ②応募作品内容
 - ③二次審査
 - ④二次審査結果
2. クレーン機能付油圧ショベル（クロー
ラー式）記録表について
3. 平成30年事業計画について
4. その他

常設委員会

平成29年度第4回特自検委員会

月 日：平成30年3月7日（水）

平成29年度第4回研修委員会

月 日：平成30年3月14日（水）

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 平成29年度の研修・教育実績について
2. 本部研修について
 - ・ 本部研修実施結果
 - ・ ベテラン講師交流・研修について
3. 平成30年度本部研修
4. 広域担当講師、検査実習担当講師について
5. 平成30年度事業計画（再掲）
6. 委員会日程
7. 委員名簿（現行及び平成30～31年）

報告（案）について

7. 機関誌モニターアンケートの構想について
8. 協会ホームページのリニューアルの構想について
9. 機関誌次期講座テーマについて
10. 機関誌（235～240号）掲載用イラスト災害事例の選考について
11. 平成30年度広報委員会開催スケジュールについて
12. 平成30年度広報委員会名簿
13. その他

平成29年度第 6 回広報委員会

月 日：平成30年 3 月23日（金）

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 前回議事録の確認（2017.1.12：平成29年度第 5 回）
2. 機関誌主要計画の検討（235号 5 月号～237号 9 月号）
3. 製品紹介（235号掲載分、他在庫）
4. イラスト災害事例の検討（235号掲載用初回案）
5. 平成30年度現場取材見学会について
6. 平成29年度事業報告・常設委員会活動

会員入会状況

平成30年 2 月 1 日から平成30年 3 月31日までの
会員の入会状況は次のとおりである。

種 別	対象業種別	会 員 数（社）			
		平成30年 1 月 末 会 員 数	平成30年 2 月 1 日～ 平成30年 3 月31日間異動 入 会 退 会		平成30年 3 月 末 会 員 数
正 会 員	製造業	27			27
	建設業	289			288
	荷役業	85			85
	製造工業等	47			46
	リース・レンタル	654	1		650
	検査・整備業	2,987	1	39	2,949
	その他業種	187	2	1	188
賛 助 会 員	15			15	
総	数	4,291	4	47	4,248

新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
61219	太希リース㈱	007-0880	北海道札幌市東区丘珠町516番地 6	011-781-9548
76197	㈱相互自動車	036-8263	青森県弘前市常盤坂1丁目 6-19	0172-34-3371
80359	㈱西日本メタル福山事業所	721-0942	広島県福山市引野町5182- 3	084-943-8230
80360	㈲GOKITA	289-2523	千葉県旭市中谷里850- 1	0479-60-5015

平成30年度 支部別検査者の研修・教育の予定表

平成30年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表1・2及び3のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査者資格取得研修 （別表1）

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育 （別表2）

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術の進展に対応した技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育（別表3）

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建

設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について実習を通して研修します。

・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

平成30年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表1）

(H30.04.01現在)

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道				9/5～7 EF		
	青森	9/21～22 EF			10/12～13 EF		
	岩手						
	宮城	8/24～25 EF					
	秋田	2/1～2 EF					
	山形						
関東地区	福島						
	茨城	4/5～6 EF			5/9～10 EF		
	栃木	4/7～8 EF			4/19～20 EF		
	群馬	10/19～20 EF					
	埼玉	8/22～24 EF	1/16～18 EF		2/6～8 EF		
	千葉	4/5～7 EF	9/13～15 EF		7/3～5 EF		
	東京	7/19～21 EF	10/18～20 EF				
中部地区	神奈川	7/12～14 EF	11/15～17 EF		8/29～31 EF		
	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/6～8 EF					
	岐阜						
	静岡	7/7～8 EF			4/21～22 EF		
	愛知	3/7～9 EF			3/12～14 EF		
近畿地区	三重	10/19～21 EF			9/28～30 EF		
	滋賀						
	京都						
	大阪	2/18～24 EF					
	兵庫						
中国地区	奈良						
	和歌山						
	鳥取	9/12～14 F					
	島根						
四国地区	岡山	8/30～31 EF			6/28～29 EF		
	広島				10/11～12 EF		
	山口	4/20～21 EF			11/16～17 EF		
	徳島						
九州・沖縄地区	香川						
	愛媛				7/27～28 EF		
	高知				9/7～8 EF		
	福岡	9/13～15 EF			7/12～13 EF		
	佐賀	10/10～11 EF			6/5～6 EF		
	長崎						
	熊本				10/27～28 EF		
	大分						
	宮崎						
	鹿児島						
	沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成30年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

(H30.04.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森				10/19～20 EF	
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
	福島					
関東地区	茨城		1/28～29 EF		9/6～7 EF	
	栃木			7/20～21 EF		
	群馬				9/12～13 EF	
	埼玉		6/19～21 EF		1/30～2/1 EF	
	千葉	8/28～30 EF			7/24～26 EF	
	東京				6/21～23 EF	9/13～15 EF
	神奈川		6/27～29 EF		3/7～9 EF	
中部地区	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				9/8～9 EF	
	愛知					
近畿地区	三重				11/2～4 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
中国地区	和歌山					
	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島					
四国地区	山口		7/19～21 F		6/7～9 F	
	徳島					
	香川					
	愛媛				5/25～26 EF	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡	8/3～5 EF			11/16～18 EF	
	佐賀		7/3～4 EF			
	長崎					
	熊本					
	大分					
	宮崎					
	鹿児島					
沖縄地区	沖縄					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成30年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H30.04.01現在)

地区	支部	フォークリフト					車両系建設機械				
							整地・運搬・積込・掘削・解体用機械				
北海道・東北地区	北海道	6/20～22	BCD	8/22～24	BCD	9/10～14	A	6/13～15	BC	7/2～6	A
	青森	6/6～10	ABCD					6/28～30	BC		
	岩手	6/27～29	BC					7/23～27	ABC		
	宮城	6/6～10	ABC					5/23～27	ABC		
	秋田	7/25～29	ABC					7/4～8	ABC		
	山形	10/23～25	BC					8/29～31	BC		
	福島	7/24～28	ABC					9/6～8	BC		
関東地区	茨城	6/11～15	ABC					7/2～6	ABC		
	栃木	7/4～8	ABC					9/10～14	ABC		
	群馬	7/13～15	BCD					9/7～9	BC		
	埼玉	7/23～27	ABCD	3/11～15	ABCD			12/3～7	ABC		
	千葉	6/21～23	BC	12/6～8	BC			3/5～7	BC		
	東京	6/13～17	ABC								
	神奈川	6/14～16	BC	10/25～27	BC			8/21～23	BC		
中部地区	新潟	6/7～9	BCD	7/5～7	BCD			7/19～21	BC		
	富山	9/26～28	BC								
	石川	6/22～24	BC								
	福井	6/14～17	BC					5/24～26	BC		
	山梨										
	長野	6/27～29	BCD					9/3～5	BC		
	岐阜	9/26～28	BC					5/28～6/1	ABC		
	静岡	6/13～17	AB	9/14～16	BC			5/18～20	BC		
	愛知	6/7～9	BCD	9/20～24	ABC			9/26～28	BC		
三重	9/7～9	BC					5/23～27	ABC			
近畿地区	滋賀	2/20～22	BCD								
	京都	9/6～8	BC								
	大阪	5/21～27	ABCD	10/22～28	BC			6/4～9	BC		
	兵庫	7/12～21	BC					9/6～8	BC		
	奈良	9月	BC								
	和歌山							6/28～30	BC		
中国地区	鳥取	9/12～14	BC								
	島根	7/4～6	BC								
	岡山	6/4～8	ABC	3/18～20	BC			10/29～11/2	ABC		
	広島	11/8～10	BC					10/15～19	ABC		
	山口	9/13～15	BC					5/16～20	ABC		
四国地区	徳島										
	香川										
	愛媛	6/14～16	BCD								
	高知										
九州・沖縄地区	福岡	6/20～24	ABCD	1/17～19	BCD						
	佐賀	2/5～7	BC								
	長崎	6/20～24	ABC								
	熊本	7/14～22	ABC					2/1～10	ABC		
	大分	6/15～24	ABC					8/22～26	ABC		
	宮崎	9/12～16	ABC					7/18～22	ABC		
	鹿児島	10/24～28	ABC					7/11～15	ABC		
	沖縄	7/4～8	ABC					6/13～17	ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成30年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H30.04.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車			
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
北海道・東北地区	北海道				5/23～25 BC		7/18～20 BC	
	青森		8/23～25 BC		7/26～28 BC			
	岩手				9/12～14 BC			
	宮城				7/19～23 ABC			
	秋田				4/10～12 BC			
	山形				5/23～25 BC			
	福島				10/11～13 BC			
関東地区	茨城		1/21～23 BC		10/9～11 BC			
	栃木			10/21～25 ABC	8/28～30 BC			
	群馬				6/19～21 BC			
	埼玉	10/22～26 ABC	6/18～22 ABC		2/18～22 ABC			
	千葉	2/5～7 BC			9/25～27 BC			
	東京				11/8～10 BC			
	神奈川		11/27～29 BC		1/17～19 BC			
中部地区	新潟				6/21～23 BC			
	富山				6/21～23 BC			
	石川				5/11～13 BC			
	福井				9/6～8 BC			
	山梨							
	長野				6/13～15 BC			
	岐阜				6/27～29 BC			
	静岡				10/12～14 BC			
	愛知		7/24～26 BC		6/1～3 BC		11/9～11 BC	
近畿地区	三重		6/22～24 BC		7/20～22 BC			
	滋賀							
	京都							
	大阪				9/3～7 ABC			
	兵庫			10/22～26 ABC	3/7～9 BC			
	奈良							
中国地区	和歌山							
	鳥取							
	島根							
	岡山		12/3～5 BC		7/12～14 BC		2/18～22 ABC	
	広島				9/13～15 BC			
四国地区	山口		7/19～21 BC		6/7～9 BC			
	徳島							
	香川							
	愛媛				10/11～13 BC			
九州・沖縄地区	高知							
	福岡				10/17～21 ABC			
	佐賀				8/1～3 BC			
	長崎			5/23～27 ABC				
	熊本							
	大分		9/21～23 BC		10/12～14 BC			
	宮崎				10/11～13 BC			
	鹿児島				5/30～6/3 ABC			
沖縄地区	沖縄		1/30～2/3 ABC		10/24～28 ABC			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成30年度 特定自主検査能力向上教育予定表 (別表2)

(H30.04.01現在)

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械										高所作業車	
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械						基礎工事 用機械	締固め用 機械	コンクリート 打設用機械			
北海道・東北地区	北海道	6/26				6/25	7/26										
	青森	5/9				5/30											
	岩手	7/11				9/19											
	宮城	10/12				6/23									8/4		
	秋田	2/13				7/18							4/24				
	山形	8/8				6/14									7/31		
	福島	6/12	10/19			6/21	10/18					8/8				6/26	
関東地区	茨城	4/26	12/12			5/23	2/5					7/25				9/5	
	栃木	6/6				6/22							6/17			12/11	
	群馬	10/18				4/25	10/10									9/21	
	埼玉	6/13	10/11			9/5	3/6				11/7	3/1				5/16	
	千葉	6/12				6/27											
	東京	9/5														10/24	
	神奈川	2/1				7/20						11/21					
中部地区	新潟	8/22				9/5										9/12	
	富山	7/4				8/21											
	石川					8/29											
	福井	6/5				5/15										8/28	
	山梨	7下旬				6下旬					9下旬						
	長野	10/2				7/12						7/26				10/17	
	岐阜	2/6				6/18										8/6	
	静岡	1/26				8/4										6/2	
	愛知	7/18				7/12						7/20				7/3	
近畿地区	三重	9/5				5/9										8/8	
	滋賀					7/19											
	京都	9/26				8/2											
	大阪	1/21															
	兵庫	6/14	10/18			6/15	8/28						10/12			2/21	
中国地区	奈良																
	和歌山	10/27															
	鳥取					11/22											
	島根															1/23	
四国地区	岡山	9/7	10/10			9/21	11/9	11/19									
	広島	7/5	7/12	7/19		6/13	6/20	6/27								7/3	7/17
	山口	10/27				10/13											
	徳島	11中旬															
九州・沖縄地区	香川					9/29											
	愛媛	7/21				8/25										10/20	
	高知					9/20											
	福岡					2/8											
	佐賀	11/21				11/21						9/14				9/14	
	長崎	7/5	2/27	3/13		7/4	10/30	11/7									
	熊本	9/15				1/19											
	大分	11/17				10/27											
	宮崎	7/14				7/6										1/12	
鹿児島	9/8				8/18												
沖縄	1/18				12/14						6/29				9/21		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

平成30年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表3)

(H30.04.01現在)

地区	支部	実務研修										安全教育			
		記録表作成コース						月次定期自主検査 (フォークリフト)		業務点検 コース		建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等	
		座学			実技			座学	実技						
北海道・東北地区	北海道	11/9										7/24		7/23	
	青森	11/3	11/14							8/29		3/9	3/19		
	岩手	8/7	10/12	11/16	6/20	8/24				6/8		11/6			
	宮城	4/21	9/14									11/17			
	秋田	6/13	1/29									5/22			
	山形	9/6	9/21						5/10	6/20		7/11			
関東地区	福島	6/7	8/23							9/13		7/18		11/19	
	茨城				8/24	1/11				10/26		5/25		1/9	
	栃木				11/27					10/12		9/15		2/8	
	群馬	6/11								10/24		11/15			
	埼玉	11/14					12/12			7/4		7/11			
	千葉	1/22								11/6		8/7	12/3		
中部地区	東京														
	神奈川	11/9	12/14					9/21		9/4	11/6	10/12			
	新潟	10/3								10/17		8/8			
	富山									9/13					
	石川	4/25	7/20	9/19								9/26			
	福井	2/7						2/14		4/16					
	山梨											11中旬			
	長野	7/18								10/19		6/21			
近畿地区	岐阜				6/19	11/14				10/17		7/18		7/25	
	静岡	8/25	10/20	12/1						11/17		6/30		2/16	
	愛知	8/7	8/9		8/2					11/27		9/12		10/3	
	三重	4/24	7/5	9/12				6/2	12/8	1/17		5/12		6/9	
	滋賀														
	京都									11/20		10/19			
	大阪	11/14	11/21												
	兵庫	9/12	2/19					2/19		6/19	8/23	8/22		11/7	
中国地区	奈良														
	和歌山														
	鳥取	8/3													
	島根	2/21										6/22			
四国地区	岡山				6/19							8/24		10/22	
	広島				7/10	2/1				8/23				6/1	
	山口	11/10													
	徳島	5/25										5/24			
九州・沖縄地区	香川	6/30													
	愛媛	4/21			10/27				6/8	7/13		4/14			
	高知	6/22			6/13							6/6			
	福岡				9/7							11/22		10/12	
	佐賀	8/9										6/14			
	長崎	6/27			7/18				11/6			9/13	1/9		
	熊本	6/16	12/22							8/18		11/17			
	大分	7/7						5/19				6/2		7/21	
	宮崎	6/2	2/2		5/19					8/3		4/21			
	鹿児島	12/1						6/23				7/28			
沖縄地区	沖縄	9/7						5/11				8/3			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

平成30年度 運転技能講習予定表

(H30.04.01現在)

●フォークリフト												
秋 田	4/26～		6/8～			9/13～	10/11～					
			6/19～									
茨 城	4/9～	5/8～	6/8～	7/10～	8/17～	9/7～	10/11～	11/8～	12/11～	1/10～	2/13～	3/8～
石 川		5/24～			8/23～							
山 梨		5/12～		7/7～		9/8～		11/3～				
京 都			6/4～									
大 阪	4/8～	5/10～	6/6～	7/4～		9/19～	10/10～	11/4～		1/16～		3/6～
兵 庫	4/6～											
長 崎	4/12～	5/10～	6/7～	7/19～	8/2～	9/6～	10/18～	11/15～	12/6～	1/17～	2/7～	3/14～
	4/26～		6/14～			9/27～			12/13～		2/28～	
熊 本		5/19～	6/2～	7/7～	8/4～	9/1～	10/6～	11/22～			2/16～	3/2～
宮 崎	4/25～	5/23～	6/20～		8/22～		10/24～					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵 庫						9/18～						
鳥 取			6/12～				10/18～					
鳥 根		5/28～				9/18～						
長 崎			4/19～	8/24～				10/11～		1/10～	2/22～	

●車両系建設機械（解体用）												
鳥 取		5/18～										

●不整地運搬車												
鳥 取				7/19～								
鳥 根				7/18～								

●高所作業車												
青 森	4/20～	5/11～	6/1～	7/6～		9/7～	10/27～	11/9～	12/15～		2/23～	3/15～
	4/28～	5/26～	6/23～	7/21～		9/29～		11/17～				3/23～
群 馬		5/12～				9/22～						
福 井	4/18～					9/26～						
滋 賀	4/5～		6/5～	7/4～		9/5～	10/10～		12/4～			
奈 良		5/19～		7月		9月		11月				3月
鳥 取	4/18～				8/22～			11/7～				
鳥 根							10/22～					
沖 縄	4/6～		6/1～		7/20～		10/12～	11/16～			2/8～	

●小型移動式クレーン												
兵 庫				7/27～								
鳥 根						9/3～						

●玉掛け												
鳥 根					8/20～							

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔平成30年度〕
各種研修の受講料及び修了証再交付手数料

1 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

研 修 の 種 類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	49,032	54,108	44,712	49,788	43,632	48,708
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	61,128	73,116	56,808	68,796	—	
3 基礎工事用機械	57,672	66,528	53,352	62,208		
4 締固め用機械	51,084	57,456	46,764	53,136		
5 コンクリート打設用機械	64,368	71,604	58,968	66,204		
6 高所作業車	51,624	58,104	47,304	53,784		

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
77,112	82,188	55,512	60,588	53,352	58,428	52,272	57,348
93,528	105,516	70,848	82,836	66,528	78,516	—	
90,072	98,928	66,312	75,168	61,992	70,848		
79,164	85,536	57,564	63,936	55,404	61,776		
112,968	120,204	80,568	87,804	78,408	85,644		
85,104	91,584	62,424	68,904	60,264	66,744		

2 能力向上教育

教 育 の 種 類	会 員	一 般
1 フォークリフト	13,176	15,444
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	13,824	16,524
3 基礎工事用機械	11,448	12,960
4 締固め用機械	11,340	12,744
5 コンクリート打設用機械	11,124	12,312
6 高所作業車	11,448	12,960

3 実務研修

研 修 の 種 類		座学コース		実技コース	
		会員	一般	会員	一般
記録表作成コース	フォークリフト	13,176	15,768	18,576	21,168
	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
	基礎工事用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
	締固め用機械	14,580	18,036	19,980	23,436
	コンクリートポンプ車	14,580	18,036	19,980	23,436
	高所作業車	13,392	16,092	18,792	21,492
月次定期自主検査(フォークリフト)		7,722	8,964	13,122	14,364
検査業者業務点検コース		会 員	一 般		
		9,180	10,044		

4 安全教育

教 育 の 種 類	会 員	一 般
建機付属クレーン部分	7,344	7,884
ショベルローダー等	10,368	11,232

5 資格取得研修 修了証再交付手数料

申請にあたっては、1件につき送料を含む手数料2,160円(税込)を「現金書留」にて同封してください。

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税8%が含まれています。
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

お知らせ

けんにきょう

建荷協発行図書等のご案内

平成30年度版

安全の心を託す特自検



建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度の入門解説

特定自主検査制度についての入門編

安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかり易く解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	216円	324円

特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-D	648円	1080円

■ 特定自主検査済標章

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標章

・特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

・定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-30	324円	972円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-30		
定期自主検査済標章	BP-LR1-30		



特定自主検査済標章（事業内）



特定自主検査済標章（検査業）



定期検査済標章

【注記】 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標章等について

標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	216円	324円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	324 円	432 円
不整地運搬車	SG-GR-01	216 円	432 円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	1728 円	2700 円
高所作業車	SG-HL-01	540 円	756 円
フォークリフト(月次)	SG-LC-11-A	216 円	324 円

検査項目の判定値

検査・整備基準値表

判定基準の中で「メーカーの指定する基準値内であること」とされている基準値および測定方法を機種・型式別ごとにまとめたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SS-LC-03-F	1404 円	2052 円
油圧ショベル *改訂	SS-GE-03-D	1944 円	2916 円
トラクター・ショベル *改訂	SS-GE-04-D	540 円	756 円
ブルドーザー *改訂	SS-GE-05-D	216 円	324 円
解体用機械 *改訂	SS-DM-01-B	2592 円	3996 円
締固め用機械	SS-RC-01-C	972 円	1512 円
コンクリートポンプ車	SS-CP-01-C	648 円	972 円
高所作業車	SS-HL-01-C	756 円	1080 円

検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(H28.3改訂O版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-0	1080 円	1620 円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	540 円	810 円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1620 円	2160 円

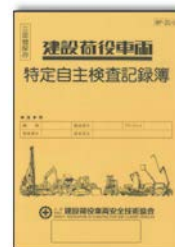


品 名	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(1セット50枚)	486 円	756 円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	108 円	162 円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1080 円	1620 円
検査者ワッペン	BP-YC-02	324 円	540 円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	108 円	162 円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



■ 教育資料

当協会が実施する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-D	648 円	972 円
原動機（ディーゼル・ガソリン）※改訂	TQ-KE-01-F	2376 円	3564 円
油圧装置	TQ-KH-01-D	1188 円	1836 円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-D	1836 円	2808 円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-C	864 円	1296 円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1296 円	1944 円
不整地運搬車	TQ-GR-01-D	756 円	1188 円
車両系建設機械（整地等用）※改訂	TQ-GC-02-A	3240 円	5184 円
〃（基礎工事用）	TQ-FC-01-D	2916 円	4428 円
〃（締固め用）	TQ-RC-01-D	1188 円	1728 円
〃（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-E	1080 円	1728 円
高所作業車	TQ-HL-01-D	1296 円	1944 円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-E	540 円	864 円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-D	3456 円	5184 円
整地・運搬等&ブレイカ※改訂	TL-GE-01-F	3564 円	5400 円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1620 円	2484 円
基礎工事用機械	TL-FC-01-C	1188 円	1836 円
不整地運搬車	TL-GR-01-A	540 円	864 円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-C	1404 円	2052 円
高所作業車	TL-HL-01-C	1728 円	2700 円



・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TO-LC-02-B	1512 円	1512 円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル 検査・整備基準値表	TQ-SR-02-C	1728 円	2592 円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-B	1080 円	1620 円



表記の価格は全て消費税 8 % 込みの価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

事業内検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

—事業内検査—

事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

(H27.2 改訂 E 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル —事業内検査—	BP-ZC-02-E	972 円	1512 円

検査業者検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

—検査業者—

検査業者の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

(H25.10 改訂 F 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル —検査業者—	BP-ZC-01-F	972 円	1512 円

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査とその管理

(管理者用マニュアル)

特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。

(H26.12 改訂 D 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査とその管理	BC-ZC-06-D	648 円	1080 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H26.4 改訂 J 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-J	540 円	864 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2268 円	3456 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	432 円	756 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書 (フォーク)	BP-LC-01	54 円	108 円
経歴書ビニルケース (フォーク用)	BP-LC-02	162 円	324 円
特定自主検査実施経歴書 (建機用)	BP-OH-01	54 円	108 円
特定自主検査実施経歴書 (解体機用)	BP-OH-02	54 円	108 円



表記の価格は全て消費税 8 % 込みの価格です。

※ご紹介致しました図書等は、最寄りの建荷協支部でご購入いただけます。

平成 30 年 4 月

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成 30 年 2 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

逢坂一広	岡崎宏之	黒瀬錦一	竹村拓矢	中村和也	備前慎吾
赤沼幸喜	沖田和宏	佐々木夏樹	田中修	中村忠	藤田智広
池田雅一	小田孝弘	佐藤和仁	田中勝尚	中村尚人	松橋隆久
市山幸樹	小原圭宏	庄司和宏	田中盛央	中村洋一	松本祐二
伊藤陽二	榎本和昭	志賀圭一郎	田中靖規	永石孝介	間山一行
岩永秀貴	梶本欣成	渋谷秀章	谷口博	那須浩幸	道林聖
上野山卓治	加藤裕介	下村祥一	谷畑昌治	西垣正秀	守屋幸裕
浦島敬之	鎬木勝雅	新村大樹	田上輝	西村真之	矢能俊二
江口賢隆	蒲田啓吾	鈴木孝一郎	力石祐太郎	野田賢悟	山内聡
大川昌幸	荻込正大	須田学	津久井浩之	畑中彬尋	四本健
大川龍一	北林政洋	関戸祐介	寺嶋進一	林和彦	渡邊忠文
大川内祐太郎	鯨惠太	積山義久	豊田俊美	原田正人	和田瑞樹
大島直気	工藤雅浩	高原興吉	中尾真		

■整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用機械

朝倉健之	梅原健太郎	狩野好明	澤田論	鶴元一平	本名靖享
安藤嘉邦	浦田靖剛	加美山靖	寫崎茂雄	寺島崇雄	町田和昭
石川宏典	大岡享	神原由直	末廣賢二	豊田美由紀	宮本孝之
石塚祐輔	大沼隆二	杵澤剛	菅沼充	中井田智子	山口真史
石野克弥	小笠原悟	河野泰祐	高好朗弘	西川亨	山田良信
井上景太	片岡真伯	齋藤貴永	武部健一	紅谷将男	和田卓
岩永康寛	甲木芳幸	櫻庭章語	谷剛		

■基礎工事用機械

今澤徹					
-----	--	--	--	--	--

■締固め用機械

伊 藤 信 一 | 今 村 拓 人 | 大 金 恒 夫 | 富 永 誉 條 |

■コンクリート打設用機械

矢 澤 勇 樹 | | | |

■高所作業車

有 村 匡 史	菅 野 博 文	坂 本 勇 太 郎	高 野 文 宏	根 本 弘	前 田 勉
白 井 廣 幸	菊 川 英 吾	崎 口 浩 二	土 橋 直 人	濱 砂 真 司	増 田 惇 史
永 井 浩 二	北 浦 大 樹	穴 塚 洋 介	中 園 崇 則	原 田 大 輔	村 上 涼
大 島 拓 朗	木 村 崇	篠 崎 功 一	長 嶋 寛 二	平 田 侑 也	山 田 努
カ ケンチン	後 藤 大 輝	曾 田 渉	夏 目 武 彦	福 積 賢 二	渡 邊 宏
川 添 敬 済					

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

新 井 進 介	川 畑 陽	杉 村 直 人	長 山 和 男	平 川 諒	森 裕 人
池 町 翔 太	神 田 亮 祐	副 田 陽 介	成 瀬 智 治	廣 田 圭 介	森 祐 太
石 原 孝 成	享 保 新 吾	高 岡 健 太 郎	難 波 良 介	福 島 光 二	盛 竜 二
一ノ瀬 雅 章	工 藤 秀 明	高 根 与 志 夫	西 尾 美 昭	副 馬 聡 輔	森 島 規 之
伊 藤 雅 敏	庫 山 大 輝	竹 田 佳 樹	西 田 明 広	藤 井 忍	森 原 大 登
井 上 信 輔	越 山 章 太	田 中 耕 次	二 橋 佑 樹	藤 田 健 二	八 坂 光 宏
越前屋 篤 史	児 嶋 正 顕	田 中 翔	丹 羽 光 丸	古 屋 勇 輔	八 島 知 規
大 槻 竜 也	近 藤 健 吾	田 中 利 弥	根 岸 朋 史	北 條 友 康	山 口 聡
岡 智 久	坂 本 祥 也	田 中 靖 昌	橋 本 明 雄	堀 内 隆	山 口 誠
小笠原 貢 一	佐 藤 智 也	谷 川 龍 生	畑 中 拓 洋	本 多 勇 佑	山 下 一 隆
小 川 拓 也	佐 藤 友 亮	谷 田 行 崇	花 田 良 介	前 川 和 男	山 下 哲 也
屋 勇 樹	佐 野 翔 哉	田 村 耕 治	浜 田 博 文	松 原 徹 貢	山 田 基 善
小 篠 勝 彦	澤 井 崇 慶	寺 下 和 恵	濱 村 崇 史	的 場 淳	山 田 哲 紀
小 澤 崇 憲	澤 木 俊 二	藤 住 康 夫	林 秀 樹	三 上 哲 也	大 和 健 二
小 俣 悠	塩 田 啓 貴	富 澤 忠 英	林 田 和 貴	水 脇 幸 哉	山 本 浩 之
勝 田 悦 史	重 村 勇 太	中 西 聖 二	原 田 真 和	三 野 陽 司	横 溝 拓
加 藤 孝 之	重 山 大 助	中 村 一 博	原 野 浩 一	三 宅 順	横 山 大 輔
加 藤 努	柴 田 紘 邦	中 村 清 盛	半 田 晋 一	向 井 大 貴	吉 田 元 気
金 井 啓 悟	柴 原 康 孝	中 村 直 揮	樋 口 豊	村 上 正 晃	米 永 武 友
金 子 文 昭	島 田 金 秀 行	中 村 誠	久 高 史 浩	村 田 宏 光	若 本 克 仁
金 子 泰 知	島 村 哲 也	長 澤 辰 徳	平 井 喜 裕	森 晴 可	和 田 翔 太
川 崎 武 之	杉 浦 一 道				

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

池田文哉	岩沢研二	向後学	菅野光男	橋本高志	三上哲也
石川貴久	近江直城	小濱友助	鈴木広司	林幹人	宮川英也
石川智規	岡新史	齋藤一輝	多治見伸也	藤田和昭	山口聡
一谷敏毅	岡宗胤	齋藤康之	立間健太郎	古橋健	山崎達也
市瀬大樹	尾形照人	酒井新一	田村聡	牧野達	山本悟
伊藤正二	加藤修二	佐々木伸	富谷繕弘	牧野勉	弓田佳人
伊藤直人	河本宏	佐々木隆光	豊島仁	増長新吾	渡辺淳
伊藤博幸	北山貴之	佐田了允	中野玄	松本純	綿貫勝美
伊藤史祥	桑野匡洋	末永光	中摩一路	丸山直人	割石晋真

■基礎工事用機械

大石信次	織田操	小坂司朗	島山貴浩	宮島知也	横部茂樹
小野田政義	神尾貴幸	崎山雅史	畑田高志	向井慎治	

■締固め用機械

石川勝経	岩崎優治	下司栄太郎	松永高政		
------	------	-------	------	--	--

■コンクリート打設用機械

金子徹	榊原康之				
-----	------	--	--	--	--

■高所作業車

相原健一	小田切右京	合田輝	高村伸一	花森智也	三達朋樹
荒木明伸	小幡哲央	佐々木利幸	竹内浩二	濱谷伸二	三谷慎平
安齋雄一	加藤光二	佐々木裕人	田邊和也	林勇輔	三ッ股輝
池澤郁雄	加藤多香則	佐藤明春	津田正	比嘉司	南旬人
石橋真介	加藤岳充	佐藤純一	苔米地浩輔	疋田恭一	六車淳二
今井貴之	門村博志	篠崎文丈	中本旭展	樋口幹章	森田裕次
伊礼秀弥	木甲斐浩二	下地優貴	長洲浩幸	平田正	門間拓也
岩田貴裕	菊谷甚吾	白田詠史	西岡義貴	福原敦史	安原佳
大久保泰宏	喜多勇太	杉本光司	西銘修唯	辺野喜英成	山田豊
大城裕	金城祥智	鈴木拓磨	西本一	細野健二	山本淳侍
大塚裕也	黒橋宏之	鈴木大輔	根岸繁	増田晃一	吉澤和也
岡田敏男	小袖博一	諏訪瑞穂	野澤孝司	松浦英治	吉野智洋
緒方英行	昆弘	瀬川真人	長谷川寿浩	松野紘也	渡辺和明
奥田晃	近田匠	曾根敏明	畠山学	松本健太	和田裕史

支 部 一 覧

平成30年4月1日現在

支部名	〒	所 在 地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター 2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	320-0043	栃木県宇都宮市桜1-1-3 プレジール桜2階C	028(636)0102	028(636)0103
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県県営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	054(205)4580	054(205)4581
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	615-0042	京都府京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館5階	075(314)0080	075(314)8398
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内	0742(93)5181	0742(36)5715
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東蔵城町120番地 プライムスクエアビル2階	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(622)8243
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0072	長崎県諫早市永昌町10-8-202	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0844	大分県大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海建設4階	098(879)3744	098(879)3757

(注) アンダーラインは変更部分

編 集 後 記

新緑のさわやかな季節になりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、編集後記に何を書こうかとネタを探していたところ、最近では5～6月に運動会を行う学校が増えているとのこと！

その理由としては、①秋は残暑が厳しく、熱中症の恐れがある。②秋は台風が多く、天候的に安定しない。③秋は遠足、修学旅行、文化祭等のイベントが多い。④入学してすぐ運動会があると、生徒同士の一体感が強まる。⑤受験勉強に集中させる。といった様々な理由から春に開催する傾向が強いようです。最近では日本人の生活習慣等の変化によって、昔から行われていた事が少しずつ変化してきております。社会人の我々にも「働き方改革」等変化を求められております。

これから世の中がどのように変化していくか分かりませんが、常に変化を恐れずどんな状況にも対応できる能力を養っていかなければいけないな～と思ってしまいました。

[広報委員：平山 哲也 記]

委員長

水島 敏文 [清水建設㈱]

山方 隆之 [日本通運㈱]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

室町 正博 [日通商事㈱]

委 員

津川 元 [コベルコ建機㈱]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

岩崎 茂樹 [コマツ]

廣山 浩 [事務局：広報部]

森田康太郎 [キャタピラー]

遊部 浩司 [同]

関 邦生 [日立建機㈱]

吉田 岳 [同]

田中喜代志 [コマツ]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

平山 哲也 [大成建設㈱]

(平成30年4月10日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 40 第235号

平成30年4月25日 印刷

平成30年5月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 (ニュー九段ビル9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.saclor.jp/>

編 集 広報委員会

発行人 小澤 真一

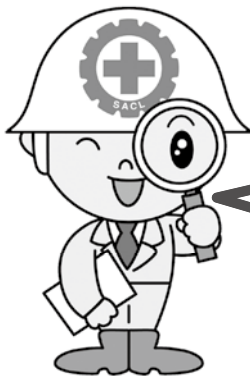
印刷所 株式会社東伸企画

ユーザー名 (U) sac1hp パスワード (P) sac1hp

建荷協からのお知らせ

**あなたは特定自主検査記録表を
正しく書いていますか??**

実務研修 記録表作成コース



とくじけんくん

特定自主検査の結果を
検査記録表に
正しく記録します!!

正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第 45 条で定められています。

この検査結果は、特定自主検査を実施した検査者(員)が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

■ 関係法令 : 労働安全衛生法 第 45 条 第 1 項

労働安全衛生規則 第 151 条の 23, 第 169 条, 第194条の25



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

建荷協本部 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F

TEL:03-3221-3661 / FAX:03-3221-3665

WWW.sacl.or.jp

機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B (Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：5,100部

掲載場所	頁／色	掲載料金
表紙2	1頁／1C	42,000円
表紙3	1頁／1C	36,000円
表紙4	1頁／2C	54,000円
前 付	1頁／1C	34,000円
後 付	1頁／1C	30,000円

- 広告原稿締切日：発行前月の7日
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアーブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部：03-3221-3661



社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION & LOADING VEHICLES

会長 吉識 晴夫

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F
TEL：03-3221-3661 FAX：03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



特定自主検査業者の必需品!

内容明細

- | | |
|-----------------|------------------|
| ● ノズルテスター | ● カラーチェック |
| ● コンプレッションテスター | ● 足廻り測定具 |
| ● デジタル回転計 | ● シックネスゲージ |
| ● サーキットテスター | ● ノギス |
| ● バッテリークランプテスター | ● 油圧測定工具 (40MPa) |
- * 内容の変更についてはご相談下さい。
 * Aセットでは非接触型の回転計となります。
 Bセットではデジタル回転計はディーゼル専用 (燃料高压管検知) となります。
 * フォークリフト用チェーンゲージ、ガソリン車専用回転計も別途承ります。

(アルミ収納ケース付き)

本製品の御問合せ、ご注文は下記東京工場までお願いします。



新商品のご案内

ポータブル流量計 (ポータブル油圧テスタ) (英国 WEBTEC社製)

オイルコンポーネントの保守管理

- 建設機械の油圧システムの流量・圧力・温度を簡単に計測できます。
- ポータブルなので、フィールドサービスでの故障診断・保守点検に威力を発揮します。
- 双方向の計測が可能ですので、計測時間が短縮できます。
- 計測能力

モデル DHT401 : 10-400 リッター/分 圧力 : 最大 40MPa

モデル DHT801 : 20-800 リッター/分 圧力 : 最大 48MPa

- 接続口金、ホースも別途ご用意しておりますので、お問い合わせください。
- 詳細は弊社ホームページでご確認ください。



作動油汚染度測定器 オイルコンタミチェッカー (英国MP FILTRI社製)

オイル管理はコンタミ管理から

- 測定油にレーザー光を照射、その透過率から固体汚染物の粒子の大きさと数を測定します。
- 測定結果は「NAS等級」、「ISO4406コードNo」のどちらにも対応、同時にプリントもできます。
- 油圧ラインに直接接続、本体が稼動したままで測定するライン計測と、採取油のサンプリング測定との2通りの測定方法。(別途サンプリングキットを使用)
- 測定結果は本体にメモリー、パソコンへの転送も可能です。
- ディーゼル燃料の汚染度も測定可能です。



オイルコンタミチェッカー LPA-2

New インラインコンタミネーションモニター (英国MP FILTRI社製)

装置組込みタイプ

- 油圧装置への組込みで、オイルの清浄度を常時監視できます。
- USBメモリスティックでデータを簡単にダウンロードできます。(オプション)
- 専用ソフトウェアが付属、お手持ちのPCで容易にデータの取りまとめができます。
- 計測結果は内部メモリーに自動保存できます。
- データの通信はシリアル通信・アナログ通信共に対応しています。
- ICMモニター上で汚染度の等級 (ISO4406/NAS 1638)、粒子分布が確認できます。
- 水分計測 (%RH)、温度計測ができます。



その他、豊富な整備経験により生まれた油圧テスター・特殊工具の製造販売および各種専用機械・工具等の輸入販売を致しております。

マルマテクニカ株式会社

■本社・相模原事業所 SE営業課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6-2-1

TEL 042 (751) 3024 FAX 042 (751) 9065

E-mail: overseas@maruma.co.jp

■東京工場

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-2-22

TEL 03 (3429) 2141 FAX 03 (3420) 3336

■名古屋事業所

〒485-0037 愛知県小牧市小針2-18

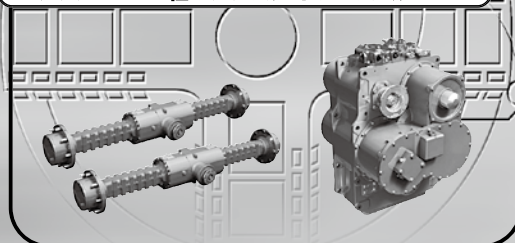
TEL 0568 (77) 3311 FAX 0568 (77) 3719

URL <http://www.maruma.co.jp>

MARUMA

あらゆる建設機械／シールドマシン・・・ 油圧機器の整備・再生

イタリアDANA社のアクスルトランスミッション



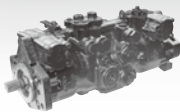
建設機械用ZFトランスミッション

点検・整備は、日本ではマルマのみが対応

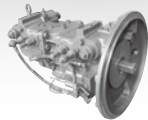


建設機械のあらゆる油圧機器

斜板式ダブルポンプ



斜板式ピストンポンプ



斜軸式ピストンモータ



シールドマシン用油圧機器



シールド用ジャッキ

電動モータ付ピストンポンプ

建機と共に半世紀以上。確かな「信頼」をお届けします！

整備・再生された各Ass'yは、自社独自開発の多機能油圧機器試験機により性能を確認。各テストのデータはデータベースとして保存され、出荷後、マッチング調整や、搬送されてきた同等品の確認テストに活用します。この万全を期した体制がマルマの高い信頼性の由縁です。



MH-R220は従来の油圧ドライブ型油圧機器試験機に比べ、インバータ制御電動モーター駆動、及びエネルギー回路の採用により大幅な消費電力量の削減を実現しました。大型油圧ポンプの試験も可能です。



マルマテクニカ株式会社

本社・相模原事業所 営業部 整備油機課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6丁目2番1号

TEL042 (751) 3809 FAX042 (756) 4389

E-mail:yuki@maruma.co.jp

東京工場 〒156-0054

E-mail:tokyo@maruma.co.jp

名古屋事業所 〒485-0037

E-mail:service@maruma.co.jp

東京都世田谷区桜丘1-2-22

TEL03 (3429) 2141 FAX03 (3420) 3336

愛知県小牧市小針2-18

TEL0568 (77) 3311 FAX0568 (77) 3719

ホームページにおいても油圧機器整備公開中

URL <http://www.maruma.co.jp/>



安全防爆型蛍光灯から標示板、消火器まで
必要な設備は全てオールインワン！

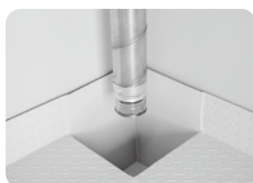
ユニット型少量危険物保管庫



親子ドア仕様



標示板



溜め・防油堤(室内)



消火器



安全増防爆型蛍光灯(室内)

防油堤は150mmの立ち上がりで
安心・安全設計。



シャッター仕様

株式会社システムハウスR&C

※コマツハウス株式会社より社名変更しました。

〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8 (ケイヒン東大井ビル)
☎ 0120-16-9667 mail:sh-info-access@sh-rc.co.jp
ホームページアドレス <http://www.sh-rc.co.jp>

● 北海道営業所 0123-33-3161
● 岩手営業所 0193-31-36530
● 東北支店 022-254-3191
● 福島支店 024-927-0801
● 新潟営業所 025-379-3700
● 東京支店 03-5762-0934

● 横浜営業所 045-201-1628
● 千葉営業所 0436-74-1050
● 開発営業部 03-5762-0923
● 中部支店 050-3369-1636
● 北陸営業所 076-252-7280
● 大阪支店 06-6867-6523

● 岡山営業所 086-296-0900
● 九州支店 092-686-1119
● 広島営業所 050-3486-0641
● 久留米営業所 0942-46-1212
● 熊本営業所 096-213-1033

ちよつと待って

まだ使えます、そのエンジン！



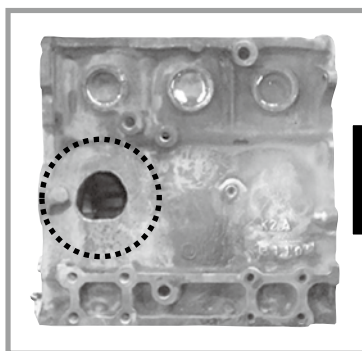
あきらめる前に是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

★シリンダーブロック足出し補修再生★

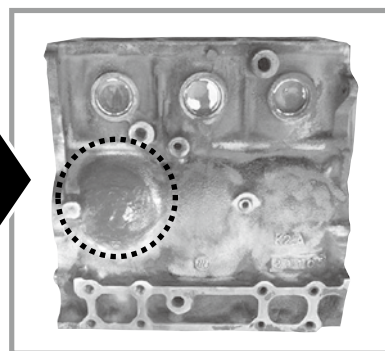


(担当直通: 中川)

E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

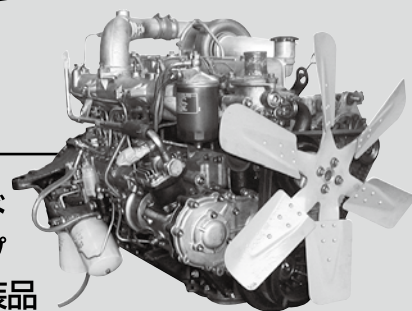
皆さんがお困りの事解決いたします！

リビルト品の活用は 不況脱出の切り札！

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



お陰様で40周年を迎えることができました。

40th
Anniversary

製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (☎ URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社

北日本リビルトワークス 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしておりません。)



解体アタッチメント向け超高耐久カップリング

セインのフラットフェースカップリングに耐久性を極めた
超高耐久TLXシリーズが加わりました。

解体作業を効率よく、クリーンに！

超高耐久

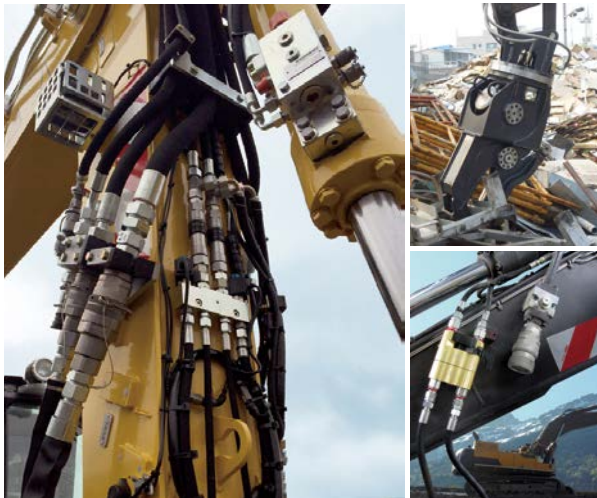
- ブレーカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適します。

分離時液ダレ無し

- 分離時油モレのないフラットフェースデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

被圧下分離・接続が可能

- 油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。（レンチ等が必要な場合があります）



□ TLXシリーズ主な特徴

高合金鋼ボディ

- 高い耐圧力性能を実現します。
- 最高使用圧力42MPa/最低破壊圧力168MPa ※接続時

ピンロック採用

- 振動による緩みを防ぎます。
- 接続状態の確認が目視で可能です。

シールプロテクトデザイン

- 接続時、シール材（Oリング）が作動油流路に露出せず、急激な流速変化（サージフロー）が発生した時にシール材をダメージから守ります。



フラットフェースデザイン

- 分離時作動油のモレがありません。
- 作業環境の汚損を防ぎます。
- 異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

大きなねじ込みピッチ

- 効率良く接続、分離が可能です。
- 大きなピッチと丸みを帯びたねじ形状により清掃が容易に行えます。

亜鉛ニッケルメッキ採用

- 高い防食性能を実現します。



◀ TLXの動画、製品詳細はこちら。ぜひご覧下さい。